

平成30年6月第2回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 平成30年6月5日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 石井孝昭
8番 桜田秀雄
9番 林修三
10番 山口孝弘
11番 小高良則
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小山栄治
19番 木村利晴

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	鵜澤広司
総務部	長	大木俊行
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	黒崎淳一
建設部	長	江澤利典

会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 祐 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 査 補	吉 井 博 貴
主 任 主 事	武 井 義 行

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成30年6月5日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

6月4日までに受理した要望1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、本日から7日までの3日間、山本水道課長より欠席の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について、可否を表明、または、騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは、早速質問に入らせていただきます。

質問事項1、議事堂の活用について。議事堂の有効活用について、本日、会議の前に、議会運営委員会が開かれまして、貸し出し要綱が決まりました。それで、本日から施行すると。このようになっております。

5月8日、議会本会議場を使用して、農業委員会総会が開催されました。まず、最初に感想をお聞かせ願いたいと思います。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

先月、5月8日に開催されました、平成30年第5回八街市農業委員会総会より、正副議長、議会運営委員会正副委員長、また、委員の皆様のご理解、ご協力及び議会事務局職員の技術的なご支援により、議員の皆様にとりまして大切な議場をお借りし、総会を無事開催することができました。この場をおかりいたしまして、お礼申し上げます。

さて、本題の議場をお借りしての総会開催の感想でございますが、恒常的に傍聴席が確保できたこと、また、総会の準備及び後片付け時間が半減し、職員の負担が軽減したことのほ

かに、使用できるマイクの本数が大幅に増加したことにより、農地利用最適化推進委員が、自席において、議案に対する担当区域委員の調査報告を行うことができました。また、各委員の発言が、いずれの席においても明瞭に聞き取れるなどのメリットがあり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の双方からは、総じて好評であったものと認識しております。

○桜田秀雄君

ありがとうございました。

私も傍聴させてもらいましたけれども、採決の方法、これを見直した方がよいのではないか。このように感じました。議事堂の貸し出しについて、議会はすばらしい決断をされました。しかし、全国に例を見ないすばらしい決断をされたにもかかわらず、当日の傍聴議員は私一人だけで、本当に関心をお持ちなのかどうか、残念に思っております。これから、月1回、総会がこの本会議場で行われるわけで、採決の際、混乱も見受けられました。採決の方法を見直しされた方がよいのではないか。このように感じましたが、いかがかお伺いをいたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

農業委員会総会規則第12条では、採決は起立または挙手によるとなっております、従前より、挙手による採決を行っております。昨日行われました、第6回農業委員会総会では、事前に農業委員の皆様へ、採決時挙手する際は、手を高く上げてほしいとのお願いをしたところであり、現時点では採決方法の見直しについては考えておりません。

○桜田秀雄君

次に、児童・生徒の表彰について、お伺いをいたします。

千葉県県議会だより158号、これは、平成30年の5月5日に発行されましたけれども、議場で子どもたちを表彰している写真がトップに載っております。

千葉県では、議会が、学芸及びスポーツの分野で活躍した児童・生徒を本会議場で表彰をいたしております。本議会でも行いたいと思うわけでございますけれども、対象者は、市・教育委員会の定期表彰と重なりますけれども、教育委員会の見解をお伺いした上で、制度創設を議会に提案をしてまいりたいと考えておりますけれども、ご意見をお伺いしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

毎年、千葉県議会において、児童・生徒の活躍に対し表彰されていることについては、承知しております。

八街市教育委員会表彰は、学校教育や社会教育に対し功績が顕著であった方、スポーツや芸術の分野で活躍した児童・生徒等をたたえるために表彰しております。表彰式には、区長や各種団体等の多くの方へ出席していただきたく、毎年2月の第1日曜日に、中央公民館を会場として、市の定例表彰式と合同で行っているところです。

なお、市議会が議事堂を活用し表彰することにつきましては、議会の中でご検討いただきたいと考えております。

○桜田秀雄君

もし実際に行うとなりますと、議会ですから、平日ということになるかと思えます。登校日に表彰対象の児童・生徒に出席をしていただくことは、問題は生じないか。お伺いをいたします。

○教育次長（村山のり子君）

ただいま、教育長からも答弁いたしましたように、子どもたちを表彰していただくことにつきましては、市議会の中で検討していただきたいと考えておりますが、それが決定した場合の、平日の出席ということでございますけれども、小中学校の校長会と協議することになると考えております。

○桜田秀雄君

ありがとうございました。

教育委員会の今のご意見を参考にしながら、これから議会の方に提案をさせていただいて、そして、議員の皆さんのご理解をいただいて、ぜひとも実現を図ってまいりたい。この様に考えております。

次に、質問事項の2、農業問題でございますけれども、種子法が今年の4月に廃止をされました。国は、種苗法があるので問題はないと言っておりますけれども、八街の農政に対してどのような影響を及ぼすのか、その辺についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

種子供給を都道府県に義務付けている種子法は、本年4月1日をもって廃止となりました。種子法は、昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国、都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から制定されました。この種子法により稲、麦、大豆の種子を対象として、都道府県が自ら普及すべき優良品種の指定や、原種等の生産、ほ場の指定、種子の審査制度などが規定され、都道府県の役割が位置付けられたものでございます。

今回、種子法の廃止に伴い、県では、「千葉県主要農産物種子対策要綱」を定めまして、これまで築いてきた種子生産システムを活用して、引き続き、優良な種子の安定供給を図ることとしております。

本市への影響につきましては、種子法廃止に伴う県の対応方針で、これまでと同様に、優良な種子の安定供給が継続されることとなっておりますので、本市農業への影響はないものと考えております。

○桜田秀雄君

現在議会でも、この問題について対応策を検討していこうという運びになっておりますけれども、先の農林水産大臣だった山田正彦さんは、「日本農業最大の危機。」とおっしゃっ

ています。また、農家の皆さんからも心配をする声が寄せられております。

農業が基幹産業の町として危惧されておりますので、情報を的確に把握されて、農家の皆さんが安心して営農に従事できますよう、情報の提供に努めていただきたいと思います。情報が、いかにかお伺いをいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

先ほど、市長の方が答弁いたしましたように、「千葉県主要農産物種子対策要綱」では、種子法での主な業務で、対象品目、種子の計画の策定、奨励品の決定、種子の生産、種子生産の補助、種子の審査及び種子の安定供給を図る組織となっており、この業務に対する取り組みが法と同等の内容となっており、種子法の廃止法の附帯決議では、主要農作物種子法の廃止に伴って、都道府県の取り組みが後退することがないように、引き続き地方交付税措置を確保することとし、財源につきましても決議されていくことから、県の対応が継続することにより、本市への影響はないものと考えておりますので、引き続き注視してまいります。

○桜田秀雄君

農家の皆さんは、本当に心配をされておりますので、そういう影響のないことも含めて、皆さんに周知徹底をしていただきたい。このことをお願いしておきます。

次に、質問事項3、八街駅北側問題でございますけれども、八街駅北側の有効活用、この辺について。また、将来計画はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅北口でございます市有地につきましては、平成29年7月に、有効活用の方策を検討するため、総務部長をはじめ、関係部課長等12名で構成される、「八街駅北口の市有地利用検討委員会」を立ち上げ、検討を重ねております。会議におきましては、総合的な活用方策のほか、先進事例を参考に、市有財産の活用・管理の実務を専属で行う組織の必要性についても議論されているところでございます。

現在のところ、具体的な将来計画はございませんが、総合計画におきましても、賑わいのある、魅力的な場所として有効活用することとしており、市の中心市街地であることから、十分検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

今、答弁の中で、調査の中で12名の者で検討しているというお話でございましたけれども、市民の声を聞くというお考えはないのでしょうか。計画の段階で。策定段階で。

○総務部長（大木俊行君）

駅北口市有地の活用につきましては、現在、北口市、落花生まつりなどのイベントを開催しているほか、市役所の駐車場が狭いことから、臨時職員の駐車場として活用しているところでございます。あと、第2庁舎解体跡地の利用もあわせて検討する必要があると思われております。このことから、活用方法が決まるまで、地域の賑わいの創出となるように、多目的広場として活用していきたいと考えております。

このことにつきましては、私をはじめとする検討委員会がありますので、その中でも外部の方も含めて、あと、できれば市民の方の意見も聞いていきたいと思っておりますが、アドバイザー業務委託等も視野に入れて、今までと違った角度からの手法も考えていきたいと考えております。

○桜田秀雄君

これは、市長にお伺いをしたいんですが、北口の本体事業が終了いたしまして、その後月1回、北口市、あるいは落花生まつりなどに活用されております。抜本的な活用方法をやはり考えていくべきだ。私はこのように考えています。

先日も、そうした町おこしをやっている千葉県のある事業を見に行きました。これは、1日5万人の皆さんが来場されたということでございます。僕も行ってみてびっくりしたんですが、ふだんは無人駅のある駅、ここに車で来る方もいらっしゃいますけれども、5万人の皆さんがおり立ったと。そして、駅から会場までの約2キロメートルは人の波。そして、市の方は、バスを3台、これをピストン輸送でお客様を輸送するという街おこしの行事がございました。

やはり八街も、これから活性化を図る上で、北口の用地は本当に有効な土地であると。私はこのように考えております。

市長は、次の市長選挙に再度挑戦をする。このように公にされましたけれども、駅北側の将来計画について、ご自分のお考えをはっきりとお示しをして、選挙公約とする考えはないか。このことについてお伺いをいたします。決断と実行の市政運営を実現していただきたいと思うわけですが、いかがかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁したところでございますけれども、駅北側の市有地の活用につきましては、八街市の顔でございます。どのような利用が妥当であるかということにおきまして、先ほども申し上げましたけれども、「市有地利用検討委員会」を設置して検討を始めたところでございまして、現状におきまして、どのように活用するか、具体的な方針は決定しておりませんけれども、企業進出を促すために、市有地を処分することや、民間の持つ経営ノウハウや、資金の活用も視野に入れた事業手法、さまざまな活用方法を検討しておるところでございます。この中で今後よりよい土地利用の方向性を見出してまいりたいと考えておるところでございます。

また現在は、北口市等々が開催しておりますけれども、また、後の答弁にもちょっとダブるところがございますけれども、民間の方が土曜日に、ビールフェスティバルを開催したいというような申し入れもございました。こうしたことも、民間の力添えをいただいた中での北口の活用につながるということでございまして、先ほど申し上げましたとおり、いろんな意味での活用方法をたくさんの皆さんのご意見を賜りながら、しっかり前進する方向で考えてまいりたいと思っております。

○桜田秀雄君

もっと前向きなお話をお伺いしたかったんですが、残念でございます。

次に、北側道路の愛称名。八街市には、道路に愛称名が付いた道路はあるのでしょうか。これから何をやるのにも、北側の道路は大きな役割を果たしてくると思うんですね。その辺について、愛称名を付けて、市民に親しまれる街づくりを行っていくべきであると考えておりますけれども、いかがかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅北側の道路につきましては、道路法に基づき、市道認定をして管理しているところでございます。八街駅北側道路の愛称名とのことでございますが、現在、市内の市道も含め、愛称名を付けている道路はございませんので、ご理解のほどお願いいたします。

○桜田秀雄君

よその町へ行きますと、街並みにいろんな愛称名がついております。これは世界の都市でもどこでも同じでございますけれども、実際そうした方向を、これから検討していただきたいということをお願いしておきます。

次に、けやき並木の撤去でございますけれども、街づくりというものは、やはり20年、あるいは30年後を見据えながら行っていかなければなりません。1本70万円のけやきの木としていわくつきのけやき並木ではございますけれども、けやき並木の木は成長も早く、公園や歩道の木とは違って、地面がかたく、根を張ることが困難でございます。どうしても根回りが盛り上がってまいります。既に、ケヤキ並木の根も盛り上がり、歩道に悪影響を及ぼしています。今伐採しないと、将来に禍根を残すことになるかと私は考えておりますけれども、どのような認識をお持ちなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅北側道路に植栽されているけやき並木につきましては、20本ございまして、樹高6メートル、幹周り1.3メートルと大きく成長しましたので、平成29年度末に、枝の切り詰め剪定を行ったところでございます。しかしながら、木の成長による植栽マスの盛り上がりも確認されており、このまま根の成長が進行いたしますと、将来、歩道の通行に支障を来すことも予測されますので、沿道の地区等とも調整を図りながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

市長もご存じだと思うんですが、けやきの森公園のけやきの根回りは、根回りというか、直径で言うと1.5メートルから2メートルぐらいになっております。今、北口のけやき並木は、直径で言うと60センチメートル前後ぐらいだと思いますけれども、やはり公園とは違いますので、私は放置できないのではないかと考えております。植栽の経緯を考えますと、大変厳しい判断を求められると思うんですけれども、ぜひとも決断、実行していただきたいと思うんですが、いかがかお伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

土地区画整理事業内の植栽については、けやきということになった経緯でございますけれども、当時、「ふるさとの顔づくり委員会」等で、有識者も参加していただいて、ご意見を考慮して決定しております。先ほど市長が答弁したように、このまま成長が進行すると、歩道の通行にも支障を来すということは予想されることから、今後、沿道の地区とも調整を図りつつ、また、将来の成長、周囲の空間バランスを考慮した街並みとしての景観等を含めて、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

先日、東京新聞なんですが、読者欄に記事が載っておりました。ある町の公園に、切り株が数個あって、その高さが地上から45センチメートルぐらいで伐採されているそうです。皆さんはまだ若いですが、年を取りますと、散歩しながらどこかに座るところはないかという思いで歩いていると。そういう状況の中で、そこにものを置いたり、本当に腰をおろす最適な高さだそうです。行政の皆さんが、そこまで考えて45センチメートルで切ったのかどうかはわからないけれども、もし行政の皆さんが、そういう将来展望を含めて考えたとしたら、これはすばらしい街づくりだと。このように述べられておりますけれども、ぜひ八街でも、もし伐採するような場合は、そうしたことも頭の中に入れていただきたいと思います。

八街駅南口のシンボリックなけやきの木が1本伐採されました。すばらしい形のけやきでございましたけれども、誠に残念でなりません。市長に強く抗議をした経緯がございますけれども、ここの切り株は、地上から5センチメートルでしょうか。本当に、ただただ歩行者の邪魔になる、歩行者がつかずいてしまう高さで伐採をされております。また、この根を抜くことも相当なお金がかかるからできませんので、5年、10年、あるいは20年の長さで、これが残ってしまうのであろうと私は考えております。例えば、けやきの並木を45センチメートルの高さで伐採してそこに防腐剤を塗れば、多分10年、20年、これは市民の自然な椅子として利用できるんじゃないかというような考えも持っておりますし、また、そこに銅板でも貼ってやれば、30年、長いスパンで市民の皆さんにご活用いただけると。このように考えているわけでありまして。ぜひそうした発想の転換を図って、市民の立場で仕事をしていただきたいと思いますので、いかがかお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

先ほど答弁しましたように、将来の成長と周囲の空間バランス等も含めて、今、ご意見もいただきましたので、その辺も含めて、今後、調査・研究、また、検討はしていきたいと考えております。

○桜田秀雄君

よろしくご検討のほどをお願いいたします。

次に、質問事項4、市政改革についてお伺いをいたします。

3月11日、大会議室において、塩釜市民ボランティアの皆さんをお招きして、社会福祉

協議会主催で防災講演がございました。席上、来賓の皆さん、議会の代表と市長も挨拶をされましたけれども、来賓の皆さんの挨拶が長過ぎて、予定をされていた講師の質疑応答、あるいは、わざわざ名古屋からおいででの講師の出番がなくなるなど、参加者から不満の声が聞かれました。

また、この春、ある地区で、区民の親睦を図るために花見を行いました。料理を前に来賓者の挨拶が長く、私も会費を払って参加をさせていただきましたけれども、箸を付けずに退席させていただきました。

その後、区役員会でも、「来賓のお話があまりにも長過ぎる。見直してほしい。」。こういう意見要望が出されております。区民の親睦を目的にした花見でございます。市長の挨拶、特定政党の国会議員や、県会議員の長過ぎる挨拶。昨年は、120人ぐらい出席をさせていただきましたけれども、今年は80人前後と激減してしまいました。私は、抗議の意味を含めて退席をいたしましたけれども、もし、そうしたことが参加者激減の1つの要因となっているとしたら、これは本末転倒な話ではないか。私はこのように考えております。

挨拶の簡素化について、市長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

私は、さまざまな集会等にご招待を受けますと、必ず挨拶を依頼されますので、その場合には、できるだけ簡潔に挨拶することを心がけております。今後も、挨拶を依頼された場合には、簡潔明瞭に挨拶してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

ある結婚式で、名の知れた国会議員が参りました。挨拶の中で、いわゆる政治の話、ご自分の選挙のお話をされておりました。私の隣の席にお座りの方が、「あいつは、ばかだね。新郎新婦を褒めたたえ、その場の雰囲気を持ち上げて、早く終われば、よし、頑張れ。という声も会場からかかるのではないか。」と、このようなお話をされておりました。私もそのとおりでと思うんです。私は、あまり挨拶する機会がございませんけれども、他山の石として戒めてまいりたいと考えております。

総会や大会など、セレモニーの伴う集会などでの来賓の挨拶はともかくといたしましても、学習会や各種集会是、その目的に沿って市民の皆さんは参加をされているわけでありますから、主催者の代表挨拶があれば十分ではないか、このように考えております。

私たち議員も、学校等での行事の際、子どもたちの事を第一に考えまして、挨拶の簡素化を提案いたしまして、現在は、学校、幼稚園、保育園等での議員の挨拶はご遠慮させていただいております。市主催の会合は当然でございますけれども、行政に絡む関係諸団体、こうした皆さんにも、目的に沿った形で簡素化を図っていただくよう、働きかけをしていただきたいと思いますというわけですが、いかがかお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

先ほど、市長が答弁しましたとおり、市長はご招待を受けての挨拶でございます。あまり

短かったり簡素化された挨拶となりますと、かえって失礼に当たるものと考えておりますので、それについては、適時考えてご挨拶をしていただきたいと思いますと考えております。

○桜田秀雄君

市の主催で行う場合は、やはり市長の挨拶は、そうであってしかるべきだと思うんですね。しかし、講演会、勉強会とか、いろいろこれからも、市民との協働の街づくりでも機会があるかと思うんですけれども、そういう目的があった集会は、やはり私は、市長の挨拶だけで十分ではないか。その他県会議員とか、あるいは議長とかもろもろの挨拶は、ご遠慮をしていただいてもよいのではないかと考えております。

当面、夏祭りでの議員紹介は、市民の皆さんも望んでいらっしゃらないと。このような雰囲気は私は持っております。省略するように実行委員会の方に申し入れをしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがかお伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

挨拶につきましては、主催者がどなたを依頼するかということになるかと思っておりますので、主催者側の方の判断に任せたいと思います。

○桜田秀雄君

まちづくり実行委員会には、八街市も入っていないんですか。

○総務部長（大木俊行君）

本市も入っております。

○桜田秀雄君

だから、実行委員会の判断ではあるけれども、実行委員会の諸会合があるんでしょう。そういう中でご提言をしていただけないか、こういうお話をしております。

○総務部長（大木俊行君）

それについては、十分検討させていただきます。

○桜田秀雄君

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次に、議会対応についてお伺いをいたします。

○議長（木村利晴君）

桜田秀雄議員に申し上げます。質問は終わりました。通告の質問は終わりましたので。

桜田秀雄議員に申し上げます。通告書にありませんので、桜田秀雄議員の質問は、全て終了いたしました。ただいまの発言は、通告外の発言ですので、控えるようお願いいたします。

○桜田秀雄君

議長。質問は通告してあります。ここに通告書があるじゃないですか。通告書の写しもありますよ。ちゃんとやってあります。これは議長の求めに従って、正当な手続を踏んで質問を通告しております。どなたが削除されたんですか。議長ですか。

○議長（木村利晴君）

議会運営委員会で決まりました。

○桜田秀雄君

質問の続行を求めます。

○議長（木村利晴君）

桜田秀雄議員に申し上げます。ただいまの発言は、先の議会運営委員会で通告の取り下げが決定しております。発言は控えるよう、注意いたします。

○桜田秀雄君

議長。議会運営委員会には、議員の質問を削除する権限、あるいは取り下げる権限、自粛する権限はございません。違法です。ぜひとも発言の続行を求めたいと思います。

○議長（木村利晴君）

桜田秀雄議員に申し上げます。通告書に出ておりませんので、通告に従わない場合は、地方自治法第129条第1項及び会議規則第55条第2項の規定により、発言の禁止となります。

○桜田秀雄君

議長、違法ですよ。発言を続けさせてください。

○議長（木村利晴君）

桜田秀雄議員に申し上げます。通告のない質問は、発言を控えるようお願いいたします。

○桜田秀雄君

通告はしてございます。写しもございます。議会運営委員会に提案された質問通告書も、ちゃんと持っております。

○議長（木村利晴君）

桜田秀雄議員に申し上げます。先ほども注意しましたが、なおも議長の注意に従わない場合は、地方自治法第129条第1項及び会議規則第55条第2項の規定により、本日の会議が終わるまで発言を禁止いたします。

以上で桜田議員の一般質問は終了いたしました。

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時53分)

○議長（木村利晴君）

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、誰もが利用できる乗り合いタクシーの早期実施、教育・子育て支援、通学路の安全対策の3点にわたって質問させていただきます。

初めに、誰もが利用できる乗り合いタクシーの早期実施について、地域公共交通のあり方に関して、見直し、検討の早期開始の問題を質問させていただきます。昨年10月からのふれあいバス再編により、新たに開始された高齢者外出支援タクシーの利用者からは、「助か

っています。」という声が出る一方、バス路線が廃止された市街地から遠い地域では、「タクシー代が高く1回500円、月4枚の助成金では利用できません。」という声が上がっています。それらの地域では、高齢者人口に対するタクシー券の申請割合は、ほかの地域と比べて低い傾向にあります。どこに住んでいても、外出支援の恩恵を受けられる制度にしなければなりません。

昨年6月議会において、日本共産党の丸山議員が、誰もが利用できる乗り合いタクシーについて質問した際、当時の副市長は、「ふれあいバスの再編等については、平成32年までの計画であるが、高齢者外出支援タクシー利用助成事業については、高齢者以外にも利用できるように調査・研究をし、随時対応していきます。」と答弁しています。ふれあいバス再編から約8カ月が経過した現在、バス路線が廃止された地域の方々は困りきっておられます。高齢者外出支援について、早期の見直しが待たれていますが、地域公共交通協議会での見直し、検討をいつ開始するのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、運転免許証を所持していない65歳以上の高齢者を対象に、タクシーを利用する際に、運賃の一部を助成する、「八街市高齢者外出支援タクシー利用助成事業」を、ふれあいバスの再編にあわせ、昨年10月から新たに開始したところでございます。この制度は、1枚500円の利用助成券を、1月当たり4枚、年間で48枚を限度として交付するものでありますが、市内を移動する場合でも、タクシーの乗車料金が高くなる場合もあることから、乗車運賃の範囲内であれば、1回の乗車につき2枚の利用助成券を使用できることとし、自己負担をなるべく少なくできるよう、制度設計したところでございます。

また、利用助成券は、1人でも利用することができますが、グループで利用した場合には、利用者がそれぞれ利用助成券を使用することができることとし、グループで乗り合わせるほど自己負担が少なく、タクシーを利用できるほか、地域の住民が声をかけ合い、共同でタクシーを利用することを通して、地域のコミュニティ形成の効果も期待できるところでございます。

「八街市高齢者外出支援タクシー利用助成事業」の昨年度の実績を申し上げますと、申請者数1千505人、実利用者数1千77人、利用率71.6パーセントと、当初の見込みを大きく上回る申請及び利用をいただいているところでございます。

地域公共交通のあり方につきましては、八街市地域公共交通協議会において検討を重ね、昨年10月から、現行の制度で運行を開始したばかりでありますので、まずは、この制度の定着を図り、制度の見直しにつきましては、今後の利用実績に基づく検証作業や、利用者からの要望を踏まえ、また、本市の公共交通を担っている鉄道、民間路線バス4路線や、ふれあいバス等の既存の公共交通の維持確保が困難となることのないよう、それぞれの公共交通機関の機能分担を勘案した中で、より利用しやすい事業となるよう、八街市地域公共交通協議会等において、検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

見直し、検討については、まだ再編が終わったばかりである。新しい運行が始まったばかりであるので、様子を見ながらやっていくんだというふうなお答えでした。しかし、国の方も、やはり国民の足を確保するために、デマンドタクシー、乗り合いタクシーについて、全国で運行の推進を進めております。そして、2020年度までの計画もありますから、ぜひこれは、様子を見てからではなくて、もう今から検討が必要と思います。

それで質問いたしますけれども、地域公共交通協議会は年3回開催されますが、8月に開催予定の第1回目の協議会において、乗り合いタクシーの導入についても議題にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

まず、第1回目の地域公共交通協議会につきましては、現在進めています、高齢者支援タクシーの方の実績に対しての、まず状況の確認等の報告をして、この中の内容について、皆さんで話し合いをしていただきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

1回目では、まだ乗り合いタクシーの導入については議題にしないということですか。

○総務部長（大木俊行君）

1回目につきましては、まだそこまでいかないと思います。

○京増藤江君

今年の、ふれあいバス再編の際には、バス停が廃止される地域に対する説明が大変不十分であったという声が上がっています。本当に決まってからではもうどうしようもない。そういう経験がもうあるわけですね。ですから今後は、第1回目は無理としましても、やはり常に、この乗り合いタクシーの導入についてどうするのかということ、あと、1回目が終わって、今年度2回開催される予定ですから、ぜひそういうことを議題にのせていただきたい。そして、協議結果については、その都度周知徹底が必要と思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今、言われたところにつきましては、地域公共交通協議会の中で十分検討していきたいと思っております。

○京増藤江君

その協議会の中では、本当に不便な方たちの意見がしっかりと活かされる、そういう会議にさせていただきたいと思っております。

次に、誰もが利用できる制度について伺います。

6月1日発行の広報やちまたによりますと、本市の人口は7万851人で、先月と比べますと、135人のマイナスになっています。市民の方々からは、「人口7万人を切るのは時間の問題。」、「3万人から4万人になるのではないか。」という声が出るほど、人口減は切実です。人口減に歯どめをかけるためにも、外出支援の充実が必要です。

市は、今年3月に、タクシー助成券の申請時に、高齢者外出支援タクシーに関するアンケートを100人に実施いたしました。「このタクシー利用助成事業の開始によって、ご自身の生活にどのような変化がありましたか。」という項目で一番多かったのが、「交通費にかかる経済的負担が減った。」。次が、「外出する回数が増えた。」、「お友達や家族と交流する機会が増えた。」。こういう順番でございました。どの回答も喜びに満ちています。負担が減ったからこそ、外出が増えたことがはっきりあらわれています。どこに住んでいても、交通費にかかる負担を減らすことが重要です。

国も、交通政策基本法の第16条で、日常生活及び社会生活を営むにあたって必要不可欠な交通手段の確保、その他必要な施策を講じるとしております。先ほども目標があると言いましたけれども、その基本計画において、デマンド交通、乗り合いタクシーについては、2013年度の311市町村から、2020年度には700市町村への導入を目標にしています。そして、赤字の2分の1を補助としております。ぜひ、この国の補助制度を活用し、市民誰もが利用できる乗り合いタクシーの早期導入に対する市の方針を伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年10月に新規事業として開始いたしました、「八街市高齢者外出支援タクシー利用助成事業」の導入にあたりましては、計画案当初では、先進自治体の例に倣い、自宅から最寄りの交通機関までの一定の距離を要件とする距離要件や、市民税非課税を要件とする所得要件などの助成対象要件を設ける予定でありましたが、パブリックコメントにおけるご意見や、市民の方からのご要望にお応えし、距離要件や所得要件を設けない形とするほか、利用助成券の利用方法につきましても、1回の乗車につき、タクシー料金を超えない範囲内であれば、2枚まで同時に利用できるものとし、利用者の自己負担の軽減が図られるよう、要件や利用方法等の見直しを行い、運転免許証を持たない65歳以上の高齢者の方々にご利用いただける制度としたところでございます。

ご質問いただいております乗り合いタクシーは、「デマンド型乗り合いタクシー」と呼ばれ、多様な運行形態もございますが、最もサービスレベルの高いフルデマンド型の場合、設定区域内であれば、ドア・ツー・ドアで自宅から目的地まで行くことができる便利で安価なタクシーといわれております。しかし一方で、事前の利用者登録や、利用するたびに電話予約が必要となるほか、予約状況により、希望する時間に予約がとれない、到着時間や目的地までの所要時間が左右される、知らない人と乗り合いになることへの不安感などの短所から、当初の見込みより利用者数が伸びず、多大な財政負担から運行廃止とした自治体もございます。

また、平成27年9月にふれあいバス利用者に対し、ヒアリング調査を実施しましたところ、平日の利用目的では、通勤・通学で利用している方が最も多く、また、平日の利用頻度では、約50パーセントの方が週3日以上利用しているという結果でございました。そういった日常的な利用者については、予約型のデマンド型乗り合いタクシーでは対応することは

難しく、定時定路線型のふれあいバスの運行が必要とされています。通勤・通学などの利用目的に合った定時定路線型のふれあいバスと、通院・買い物を利用目的とした、高齢者等に優しい交通手段であるデマンド型乗り合いタクシーの双方を運行することにより、利便性の高い交通ネットワークを構築することができますが、運行経費の問題や、ふれあいバスや民間バスとの利用者の獲得競合が生じてしまうことが考えられます。

このような理由から、デマンド型乗り合いタクシーの導入は難しいと判断いたしましたが、外出手段を持たない高齢者への支援は、重要な課題であることから、ふれあいバスの路線再編により捻出した財源を有効に活用することにより、「八街市高齢者外出支援タクシー利用助成制度」を導入したところでございます。

また、持続可能な公共交通体系の構築のためには、国庫補助金の活用も重要であることから、ふれあいバスの再編にあたっては、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」に係る計画の認定を受けており、財源の確保にも努めているところでございます。ご質問の、誰もが利用できる公共交通の導入につきましては、今後の市の財政状況や、利用者の状況等を勘案しながら、地域公共交通協議会等において、調査・研究を行ってまいります。

○京増藤江君

この乗り合いタクシーの導入については、調査・研究をしていくということでした。

国の方も、さまざま地域が抱えている問題がありますから、その地域に合ったやり方であることを、やはり推奨しているわけですね。先ほども答弁では、今の外出支援タクシーについても、市民の皆さんのいろいろなご意見を聞きながら今の形になったと。65歳からになった。そして、所得も考えないと。そういうご答弁がありました。それも市民の皆さんの意見を聞いたからこそ、最初よりもいい状況になって、多くの方が喜んでおられるという結果だと思うんですね。ですから、市長もこれから調査・研究をされるということですので、ぜひこの協議会については、いかに市民の声を集約していくかという方向が必要と思うんですけれども、協議会に集まる方たちの、委員の皆さんがどれだけ住民の皆さんの意見を吸い上げていくかということが大事だと思うんですけれども、この点については、どのようにしていくのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

地域公共交通協議会の中で、市民の意見につきましては、私たち事務局から、委員の方々について、市民の意見がどのような形で出ているのかをお伝えして、十分に納得していただくことで協議をしていただきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

しっかりと市民の意見を吸い上げるためにどうするのか、こういう方向を考えていただきたいと思います。私も、本当に不便な地域に住んでいる方から、「こうやったらいいんじゃないか、ああやったらいいんじゃないか。」という、そういうご意見もいただいています。そういうご意見については、また市長交渉などをするとき、ぜひ市長にもお伝えしながら、また、協議会にもその意見を挙げていただきましょうというふうに答えておりますので、い

かに市民の声を上げ、そして、早期に導入できるように市民の足を確保するか、このことについて、検討をしっかりとさせていただきたいと思います。

大きな2点目に、教育・子育て支援、就学援助の受給者、受給率の拡大をということで、お伺いします。

必要経費の支払い状況についてなんですが、本市では、税等の収納率が低く、預貯金や給料の差し押さえなどが年々増加しています。そのような中、本市の就学援助の受給率は、全国平均の約半分と低い状況にあります。平成28年度の中学生の受給率は、平成27年度と比較すると低下しております。そして、平成28年度の中学校の給食費の収納率は、平成27年度と比較すると低下しているんです。就学援助受給率の拡大が必要なことは明らかです。

そこで伺いますが、就学援助受給者以外の世帯において、給食費をはじめ、就学に必要な費用の滞納や支払いが遅れがちな世帯はどのくらいあるのか。また、それらの世帯に対し、就学援助の活用を促し、活用できたのはどのくらいあったのか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

各学校における定例集金の滞納率は、昨年度、小学校で0.5パーセント、中学校で1.3パーセントでした。なお、該当する児童・生徒に、校外学習や修学旅行に参加しなかったケースはありませんでした。

○京増藤江君

それで、修学旅行や校外活動に、どのお子さんも参加できたということですがけれども、あと、給食費を滞納している世帯には、就学援助の活用がどのくらい促すことができたのか、そのことについてお伺いします。

○教育次長（村山のり子君）

給食費を滞納している家庭についての援助費のことをございますけれども、まず、ここ最近ですけれども、常にそのあたりを強化いたしまして、給食費を滞納している世帯に対しましては、納入通知書を送る際にも、就学援助費のことを周知しております。その中でも、今はっきり何件ということはここで申し上げられませんが、全てが上がってくるわけではございません。紹介した中でも、家庭の収入状況を示す書類が整わないこともございますので、そういう方たちに対しましては、継続して周知してまいると。そのように考えております。

○京増藤江君

先日も、議員の方には、給食費を多額に滞納されたという報告がありました。どうも母子家庭のようなんですけれども、その方に対しても、報告された件だけではないと思うんですけれども、本当に何回も滞納されている世帯に対して、やはりたくさんためないうちに対応しなくてはいけないと思うんですね。議会で示された案件についても、恐らく、なかなかご相談もできなかったという状況だと思っておりますけれども、そういうところにこそ、早く対応していく必要があると思うんですね。そこで、給食センターと学校、また、教育委員会とど

のように連携しているのか。その点についてはいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

今、ご指摘のあった件でございますけれども、給食センターでは、給食費の滞納者に対しまして、まず家庭に出向いたり、それから電話による催告を何度も重ねて、支払いのお願いをしております。ただ、この件につきましては、電話にも出ていただけなかったというのが現実でございました。あわせて、学校からも支払いのお願いをしていたところですが、長期にわたりまして支払っていただけず、今回も、家庭への督促状の中に、納入相談に応じていただきたい旨の通知、それから、就学援助の周知文を同封しております。しかしながら、いずれも応じていただけなかったというのが現実でございます。督促の際に、就学援助の周知をする際にも、学校、それから学校教育課とも連携して、給食センターが実施しております。

○京増藤江君

母子世帯、また、収入が低い世帯で、いろいろな学校のその他の費用がおくれがちながらも、割とおさめていらっしゃるようなんですけれども、やはり給食費は毎月かなりお金が、それは食べているからということではあるんですけれども、払えない世帯があるわけですから、学校の先生も大変だと思うんですけれども、三者面談とか二者面談とか、そういう場合に、やはり説明ができることが必要じゃないかと思うんです。幾ら督促状をしても、どうせ払えないという方は結構いらっしゃるんですよ。それだけ生活が厳しくて、払える状況じゃないということがあるわけですから、本当に先生の負担をいかに減らすかということは教育委員会の方で考えていただいて、ためておられる世帯に対しては、少しずつでも払っていただけなのか、それとも就学援助が必要なのか。そういうことを判断できる、そういうふうにする方法ができるんじゃないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

家庭によりさまざまな理由があると思いますけれども、今後とも学校、そして学校教育課、そして、給食センターが連携をもって周知してまいりたいと思います。

○京増藤江君

現場で忙しい先生方にあまり負担がかからないようなやり方で、ぜひ子どもたちが給食費を払えなくてちょっと肩身の狭い思いをするということをなくしていただきたいと思います。

それから、各家庭に配付されている「就学援助制度のお知らせ」は、今年度は、大変わかりやすいチラシとなっています。これは、お母さん方からも喜ばれております。就学援助の対象となる世帯の家族構成、そして、収入額の事例、3事例が示されています。いずれの事例も、生活扶助の1.5倍強の収入額が示されています。これは本当に大事なことだと思うんですけれども、そのうち母子世帯においては、1人当たり3万3千円の増。ほかの2事例の1人当たり分と比較しますと、2分の1から3分の1以下の増なんです。母子世帯の生活が大変厳しいことがうかがえます。母子世帯に対して、やはり上乘せが必要ではないかと考えるんですけれども、子どもの貧困が問題になっている中、ぜひこの母子世帯への受給額、受給率を増やしていただきたいと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

ただいまのご指摘の、母子家庭でございますけれども、母子家庭につきましては、児童扶養手当が出ていると思いますので、それを加算しての計算になっております。

○京増藤江君

加算してのといいますが、この就学援助のお知らせの中で、生活保護の方ともしていただいたんですけれども、例えば、家族構成が6人家族の場合には、この1世帯で生活扶助よりも52万円多いんです。1人当たりになると8万7千円多いんです。それで、家族4人については、1人当たり12万円多い。生活扶助の基準よりも多いと。そして、母子3人、子どもが2人、そしてお母さんという世帯では、1人当たりプラス3万円なんです。本当に低いんです。ですから、母子世帯の生活が大変厳しい、貧困が多いということは、全国で明らかなかわけです。その状況がこの合計収入額にもあらわれているわけです。ですから、これはやはり研究をして、母子世帯でも1人当たり、例えば、一遍にはできないかもしれないけれども、6人家族で8万7千円プラスになっている。ここにまずは近づけていくという方向が必要だと思うんです。この点について、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お知らせしているモデルケースでございますけれども、これは、あくまでも例でございますので、それぞれのケースは家庭によってさまざまでございますので、今ここで多い、少ないというのはちょっと判断しかねると思います。

○京増藤江君

さまざまでございます。だけれども、母子世帯での生活扶助と比べて、大変増え方が低いということは明らかなわけですから、この点について研究をしていただきたい。その点についていかがですか。

○教育次長（村山のり子君）

さまざまな手当もございますので、そういった点も全て含めまして、検討してみたいと思います。

○京増藤江君

全国でもさまざまな手当がある中で、母子世帯の収入は低いわけです。ですから、検討をお願いして、そして、やはり母子世帯の暮らしが少しでもよくなるようにということを要望しておきたいと思います。

次に、給食費の無料化についてなんですが、子育て支援の充実として、県内の市町村においても、給食費の無料化・補助が広がっています。2018年3月の調査で、予定も含めると、6市3町が無料化、または低額にしようということを計画しています。本市におきましても、可能な方法で無料化を開始するよう求めますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

児童・生徒が食べるご飯や、パン、魚や肉、野菜などの食材費は、学校給食法において、

保護者の負担とされております。このことに基づき、八街市では、学校給食費を徴収し、その全額を賄い材料費として食材の購入に充てております。施設・設備の維持管理費や、燃料代、人件費など食材以外に係る全ての経費、約2億7千500万円は市が負担しており、市民全体で給食を食べている児童・生徒を支えていることとなります。給食費の無料化については、既に市が負担している維持管理費に加えて、賄い材料費分、約2億6千900万円という大きな財政支出を伴うこととなります。このことから、財政的に厳しい本市の状況を鑑みますと、給食費の無料化は難しいものと考えております。

なお、経済的な理由により、給食費の支払いが厳しいという世帯につきましては、納付相談や納付書送付の際に、就学援助制度についての資料を渡し、周知に努めているところでございます。

○京増藤江君

無料化が難しいと。確かに、市の財政は厳しいのは重々承知しております。そういうことでしたらずい、給食費を払えない世帯に対して、就学援助制度が適応できないかどうか、このことにまずしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

子どもの問題の2点目ですけれども、児童クラブの待機児童解消について、伺います。

実住小学校、東小学校区に児童クラブの拡充をということで伺います。実住小学校と東小学校の児童が通う八街児童クラブの待機児童は、4月1日現在、3年生の26名が待機児童となっております。両学区に早急に児童クラブを拡充し、待機児童の解消を早急に求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や、少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として、重要な役割を担っていると認識しております。本市の放課後児童クラブにつきましては、各小学校区に合計13カ所設置しておりますが、利用希望者も多く、八街児童クラブに関しましては、現在、希望者全員の受け入れが難しい状況となっております。また、その他の児童クラブにつきましては、利用者の希望どおりに受け入れているところでございます。

なお、八街児童クラブ及び八街東児童クラブにつきましては、待機児童が多く、その解消が長年の懸案事項となっておりますが、実住小学校や教育委員会との協議を進めた結果、実住小学校内の余裕教室に新たな児童クラブを設置することが可能となりましたので、平成30年度の当初予算に、整備工事費や備品購入費などを計上し、本年12月の開設に向けまして、現在、事務を進めているところでございますので、新たな児童クラブが開設することにより、待機児童の解消が図られるものと考えております。

また、八街東児童クラブにつきましても、校内への児童クラブ設置に向け、教育委員会、学校との連携を図りながら、今後も、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

さらに本市では、八街中央公園付近に、平成31年度中の完成に向けた児童館の新設にも取り組んでいるところであり、今後も、次代を担う青少年の健全な育成に努めてまいりたいと考えています。

○京増藤江君

実住小学校には、この12月に、空き教室2教室を使って児童クラブができると。ここで大体解消はできると思います。また、東小学区にも検討していくということですので、ぜひお願いしておきたいと思います。

待機にされた3年生数人が、集団でゲームに興じていたんです。ちょうど私はそこに通りかかったんですけども、その子どもたちは、2年生までは児童クラブに通っていた。その時間帯に集団でゲームをしていたんです。気候がいい時期ですから、みんな玄関先に並んで、「あなたたち、どうしたの。」と。「僕たち、待機児童になったんです。」という、そういう説明をしてくれたんです。これが暑かったり、寒かったりした時期になると、この子どもはどこで過ごすのかな、家の中に入って、集団になったらどうするんだろうかと、本当に私は心配しております。また、平日だって親御さんは心配していますけれども、保護者が土曜日も働いている家庭では、一日どう過ごすのか、本当に心配です。

そこで、教育委員会に伺います。待機児童の生活について、学校と相談しているのか。また、教育委員会は、この事態をどのように受け止めておられるのか伺います。

○教育次長（村山のり子君）

児童クラブの夏休み中の待機児童解消につきましては、先ほど、市長から答弁しているとおりでございますが、小学校の運営等に支障が生じないように、今年の夏休み期間を利用して、実住小学校の学校内に児童クラブが設置する工事を行うと聞いております。今回、実住小学校内に児童クラブが設置されることは、教育委員会としても学校からの移動と、児童の安全・安心を考えた上で、望ましい形になると考えております。

夏休み中の子どもたちのことということでございますけれども、それぞれ期間は単発になるんですけども、例えば、青少年相談員による夏休みの交流会を各学校で実施したり、また、中央公民館におきましては、小学生向けの体験講座、実習講座、体験活動中心の「キラットスマイルひろば」などを開催します。また、図書館では、小学生向けのお話会、映画の上映会、それから、夏休みの科学講座などを実施する予定でございます。これらの事業に対しまして、学校や広報などを通して周知してまいりますので、こういったところには、ぜひ参加していただきたいと考えております。

○京増藤江君

夏休みのことも答弁していただきましたんですけども、今のご答弁は、とにかくどれも単発の行事に参加してもらおうということですよ。児童クラブの意味はそんなものじゃないでしょう。毎日の生活の中で、その場所で健全育成をしていく。そして保護者の方には、仕事と家庭を両立していただく。今日はどこに行こうか。明日はどうしようか。そんなことじゃ心配ではないですよ。私も、自分が働きながら子育てをしましたから、本当に毎日預か

ってくれる所があったって、時間に追われて大変な状況なのに、こんなことで夏休みの対策ができたとはとても言えません。夏休み中に、やはりきちんと大人の見守りがある、そういう場所で生活をさせていかなければならないと思います。本当に保護者や地域の方々からは心配の声が上がっています。

先ほどからご答弁がありますように、12月に実住小学校の空き教室に児童クラブが開設されるということは大変いいことなんですけれども、それでは夏休みは間に合わないんです。全国で連れ去りなどの事件も起きている中、子ども達が夏休みを安全に、規則正しく過ごせる場所を、教育委員会、そして、子育て支援課等で協力して確保していただきたい。このことについてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

夏休み等の長期休暇期間中においては、放課後児童クラブの利用を希望するお子さんが一時的に増加するため、子どもの居場所確保策といたしまして、本市では、待機児童にかかわらず、市内の小学校に通うお子さんを対象とし、小学校の休業日にあたる夏休みなどの長期休暇に限り、原則として保護者の送迎が可能であれば、定員に余裕のある児童クラブに通所していただいているところでございます。また、本市では、会員制の育児援助支援活動として、お子さんの預かりや送迎などを有償で行うファミリー・サポートセンター事業を実施しているところでございます。

○京増藤江君

保護者の送迎が可能であればどうのこうのと。そういう答弁なんですけれども、毎日子どもたちがここに行く。そして、あいた児童クラブに行くこともできるという答弁なんですけれども、それは、夏休みだけ行く、そういう方たちにとってはいいかもしれませんよ。でも、やはり毎日通うべき児童クラブで過ごすのが当たり前なんです。だけれど、今回はできないと。そういう状況ですから、私はここは、本当に教育委員会、そして、市もとにかく頑張らなければいけないと思うんです。

児童クラブの創立には今までもさまざまなドラマがありました。例えば、八街北児童クラブは1人の母子家庭のお母さんから、「今まで子どもを保育園に預けて働いてきたけれども、学校に行くようになったら、放課後に預かってくれる所がなければ働けない。」という声を受けて、「それなら創っちゃおう。」と、ほかの保護者が協力して見切り発車した。それを見た当時の市議員が、そんなに大変ならと、議会で取り上げて今に至っているというお話をお聞きしました。

また、平成21年に開設された八街東児童クラブも、今回と同様に、待機にされた児童の保護者から、「これでは働きませんから、何とかしてください。」という訴えが私の方からありまして、すぐに長谷川市長と交渉して、年初めから、今の第一幼稚園に児童クラブができたという経過があるんです。

そして、当時も仕事を休めない保護者が多く、市長交渉には祖父の出席もありました。と

ころが今は、市民の暮らしがさらに厳しくなって、待機にされて困り抜いても、「誰に相談したらいいのかわからない。」と途方に暮れている。また、保護者同士で連絡も取れず、「仕事を休めない。」「祖父母も老後のために働かなければならない。」。こういう中には、「子どもが心配で夕方様子を見に帰って、それから仕事に行きます。」という方もあるんです。困っている人が声を上げられない中、「この状況を放置しておけない。誰の子ども大切。」と、新婦人の会の皆さんや、地域の方々が、この問題で市長交渉をされました。市長もよく覚えていらっしゃると思います。

いつの時代でも、困っている子どもを放っておけないという市民の優しさがあります。既に児童クラブを退所した児童の放課後の生活を、地域の方々が心配している事例もあります。まして、待機にされている夏休みの子どもの問題。ぜひこれは、市と教育委員会と、そして社会福祉協議会で何とかできないでしょうか。まず市が居場所を確保していただく。そして人材については、教育委員会で相談をする。そして、市民の皆さんとも協力して、これは協働の街づくりをやっていく大きなチャンスじゃないでしょうか。ぜひこの点で、子どもの居場所を確保していただけないでしょうか。市長。

○市長（北村新司君）

実は先般、新日本婦人の会八街支部の皆さんが、私どもの方へ、子育て支援を求める要望書を持っていただきました。どういう内容で来たかと申しますと、高校卒業年齢までの医療費の早期無料化、そして、もう一点は、児童クラブについて、利用を希望する保護者の児童全員が利用できるよう、早急に対応してくださいというような大きな2点項目の要望がございました。しっかりと担当課と協議しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

しっかり検討していただいているということで、夏休み前に、これはぜひちゃんと受け皿を創っていただきたいんですね。それで、地方交付税が減らされて財政が厳しい中、12月には、先ほどから話題になっておりますように、実住小学校に児童クラブが開設、また、児童館の建設にも市長は努力されています。本当に大変な中で、子どもに対してもやっていきたいとお考えがあるからだと思うんです。この夏休みの問題、何としてもお応えをいただきたいと思います。強く要望しておきたいと思います。

そして最後に、通学路の安全対策で、交通事故防止施策の充実、信号機の設置について伺います。

信号機設置要望は、平成29年度は31カ所でした。そこで何うんですけども、住民の方々から危険を指摘されて、以前から信号機と横断歩道の設置を市の方でも公安委員会に要望していただいております。2区、竹内十字路、スリーエフ追分台の交差点ですね。また、交通事故がたびたび発生しているジェネッツ八街営業所、消防署前の道路の交差点ですが、この交差点に信号機設置要望が地域から出されてまいりました。もう何回も出していると地域の方はおっしゃっています。しかし、設置の方向が示されておらず、どうなってい

るのかという声が出されておりますが、設置が進まない理由は何なんでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

信号機の設置などの交通規制につきましては、千葉県公安委員会が、設置効果、緊急性、住民の要望等を考慮し、より必要性の高いものから順次、設置を行っております。市では、地域からの要望を受けまして、佐倉警察署を通じまして、千葉県公安委員会へ要望書を提出しており、今年度も、他の交通規制とあわせまして、信号機の新設31カ所、既存信号機の仕様変更12カ所の要望書を提出する予定でございます。信号機の設置に至るまでには、用地確保等、容易ではないものと認識しておりますが、今後も、必要な各交通規制を実施いただけるよう、継続的に要望してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

はい。よろしく申し上げます。

○議長（木村利晴君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、税収納行政の改善について。2つ目には、市防災アセスメント調査報告について。3点目に、高齢者が安心して暮らせる街づくりについて、お伺いするものであります。

まず、平成30年度、八街市は、税の収納率の向上に向け、より一層の取り組みを強化するとスタートいたしました。市民の暮らしを壊し、命までも奪う徴収行政の改善について、まずただすものであります。

1点目の、生活実態を無視した滞納整理の改善をということで、税滞納者の生活、資力の状況や事情など、個別の事情に即した丁寧な納税相談に応じているのかどうか、その点についてまずお伺いするものであります。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

納期を経過した税がある場合、その滞納者に対し、督促状を発付しております。それでも納付いただけない場合には、納付書を添付した催告書を発送しており、特別な事情により納付ができない場合は、納税相談をされるよう記載しております。納税相談に来庁いただいた方については、丁寧な対応に心がけ、家族構成や生活実態、また、収入や支出の状況、預金や生命保険、不動産の有無などの財産状況についてお伺いした上で、完納に向けて、担税力に応じ、納付いただけるよう、相談を行っているところでございます。

また、月末の最終日曜日の日曜開庁や、平日、火曜日の午後8時までの夜間窓口の開設により、納税相談窓口の拡充を図ることで、滞納のある方が相談しやすい環境を提供することにも努めております。なお、催告書を発送しても相談に来庁されないなど無反応な方につい

ては、財産調査等を行っており、調査の過程で、換価可能な財産が確認できた場合は、税の公平性の観点から、滞納処分を実施することになります。

一方、納税相談を行う中で、資力がない、生活に困窮状態であるなどと推察される場合には、財産調査などを行い、客観的な判断のもと、地方税法の規定に基づき、滞納処分の停止措置を行っております。

○丸山わき子君

今、市長からの確な対応をしているんだという答弁がございました。今、八街市民の滞納者の状況を見ますと、市税等3税の滞納者の約半数、また、国保滞納者の7割を超す世帯が、所得200万円以下の世帯であり、払いたくても払いきれないという実態がございました。資力があり、担税力がありながら納めない滞納者には、厳しい態度で接することは当然だと考えます。しかし、滞納者イコール悪質者として、市民の生活実態をほとんど無視し、およそ優しさやぬくもりとはかけ離れた徴収強化だけになっているというふうに思っております。悪質滞納者か、また生活困窮者かの見極めについて、十分な聞き取り、調査を行うことが求められているというふうに思います。

そこで、時間がございませんから、次の、差し押さえ時の手続の配慮について、お伺いするところであります。憲法25条で定められた生存権を尊重し、納税相談を行われているのかどうか。また、差し押さえは、生活や事業への影響が大きく、配慮が必要であるが、その手続上の配慮はされているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地方税法において、納期限を過ぎた税については、20日以内に督促状を発付し、その後、10日間を経過しても納付されない場合は、財産を差し押さえなければならないとされております。本市でも、督促状を発付後に納付がない場合には、自主納付を促すため、さらに催告書を発送したり電話催告を行っております。

このような手続を経ても納付や納税相談がない場合、分割での自主納付をされている方でも、完納に至らない場合や長期間を要する場合、約束した納付計画を履行しない場合には、実態調査や財産調査等を行い、換価可能な財産が発見された場合には、税の公平性の観点から、差し押さえを行い、換価の上、滞納税へ充てることとしております。給料等の差し押さえを行う際は、源泉徴収の所得税、特別徴収の市県民税、社会保険料のほか、生活保障費として、滞納者については10万円、生計を一にする親族については、1人につき4万5千円、対面維持費として、総支給額から源泉徴収税額等と生活保障費を控除した残額の100分の20の金額の合計額を差し押さえ禁止額として控除することにより、生存権を脅かさないこととされております。

また、医療費や養育費の支出があるなど特段の理由がある際には、実態を踏まえた配慮をするように心がけております。生命保険についても、年齢や健康状態により再度加入することが不可能な場合もありますので、取り扱いについては、配慮を行っているところでござい

ます。

○丸山わき子君

市長は配慮しているということの答弁でございました。それで、平成29年度の財産差し押さえ件数は、これは何件あったのか、答弁いただけますでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

平成29年度につきましては、給与が157件、預金が434件、生命保険、これは終身が55件、学資保険2件、年金が14件、生命保険のその他として9件、不動産が83件、あと、老齢基礎年金が14件、還付金が7件、賃料が2件、動産が3件、不動産の売却代金が1件、それと、売掛金が1件、普通自動車が1件、報酬が3件、出資金が3件、合計で789件でございます。

○丸山わき子君

今、789件の差し押さえがあったと。前年度よりも128件増えていると。この10年間で最高の差し押さえ件数となっているわけですね。差し押さえられた市民は、生活が成り立たない、生きていけないという実態があるわけです。

市長にお伺いいたします。今年の1月、給与が振り込まれた通帳を差し押さえられ、これからの生活を悲観して自殺を図るということがありました。こういった市民がいたわけです。幸い、ご近所の方に発見されて一命を取りとめたわけですが、このことは既に担当課から報告があったかと思いますが、これは、徴収強化一辺倒の徴収業務がこうした悲劇を出していると、私は思わざるを得ないんですが、市長はどのようにこの事件に関しては受けとめておられるでしょうか。

○市長（北村新司君）

公的な事実確認はできておりませんので、因果関係等につきましては、コメントを差し控えたいと思いますが、本市が行う差し押さえに関しましては、法律にのっとりまして、適正に実施しているものと考えており、滞納者への配慮につきましては、給与に準じて差し押さえ禁止額等を勘案し、預金の差し押さえ換価の際に、一定額を残すような配慮をする場合もございます。

○丸山わき子君

事実関係がまだ確認されていないということでありますが、市民が命を落とさなければならぬような事実があったということに対しての市長の見解ですよ。こういう徴収業務をやっているのかどうか。市民が命を落とすということは一体どういうことなのか。市民を守るというのが地方自治体の仕事じゃないですか。市長自身はこの問題に関して、事実関係が確認されていないからということで、この問題を知らんぷりする。こんなことはあってはならない。もっと真剣に市民の命を守る。その立場からの発言があってもいいんじゃないかというふうに思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

どの案件につきましても、私どもは、しっかりとその方の心情等も配慮しながら、丁寧な

相談には心がけており、努力をしております。

○丸山わき子君

先ほど来、市長は、丁寧な対応をしているんだということを言われていますけれども、私は、八街市はやっていないことがあると思うんですね。督促をする。催告をする。そしてその後は、電話をするというようなことを言っているんですが、やはりこれは、特殊な市民の皆さんはいろんな問題を抱えていて、役所に行きたくても行けない。それはお金がないから。お金を払ってくださいと言われるのが怖くて来れないんですよ。そういう方々がたくさんいるわけです。それで、先ほど来、督促、催告、電話、それで反応がなければ差し押さえなんだと。財産調査をして差し押さえだということを言われましたけれども、やはりその前に、きちんとお宅を訪ねて、どういう事情なのか、どういう状況で暮らしをしているのか、そこまで把握するのが本来ではなかろうかというふうに思います、市長、そういった点で、この徴収業務のあり方を検討していかなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。

それと、一律的な差し押さえも行われております。長距離運転手をしている市民が、「ほかの借金返済もあり、アパート代も払えなくなるので、差し押さえ額を少なくしてほしい。」と、相談窓口に来て、そのように申し出ているわけです。ところが、どのように市では言ったかといいますと、「今まで市は我慢してきた。アパート代を待ってもらえばいい。」と、こういった強引な差し押さえをしたわけです。今、この方は、長距離の運転手をしているわけですが、遠出をするのに1円も持たずに、持てないわけです。お金がないわけですから。持てないまま遠出の長距離運転手をしていると。ご近所の方々は、この事情を知っていて、「何かあったときどうするんだ。」と、大変心配しています。まさに暮らしを脅かす差し押さえじゃないですか。こういうことがやられているわけです。

総務省は、今年1月25日付で事務連絡をしているわけです。「滞納処分をすることによって、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどは、滞納処分の執行を停止することができる」と定めている。この規定を踏まえ、滞納者の個別、具体的な実情を十分に把握した上で、適切な執行に努めていただきたい。」という指示文書が出されているわけです。こういった指示文書に対して、どのように対応してきているのか。本当に個別的な対応がされているのかどうか。大変疑問なんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

滞納処分の停止につきましては、納税相談、それから納税交渉とあわせまして、財産調査をしっかりと行い、換価価値がある財産は当然差し押さえ、換価の対象となりますが、さまざまな調査を行う中で、財産や資力がないことが客観的な事実として判明した場合については、滞納処分の停止をすることとなりますので、これは、徹底した調査を進めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

徹底した調査もそうなんですけれども、本当に事情、状況を把握するという点が、大変欠けているんじゃないかと、私は申し上げているんです。先ほども、電話をした。対応がない。

じゃあ、差し押さえた。じゃなくて、きちんとお宅に訪ねて、「どうしたんですか。」という対応が必要じゃないかというふうに思うわけです。

北村市政のもとで、命や暮らしを脅かす徴収業務が進められていることに、多くの市民は不安を持っています。差し押さえについての見直しはきちんとやるべきであるというふうに思います。

市長。もう一度、丁寧な対応を市民に対してきちんと、どんな事情、状況にあるのか。そういう把握をしていくべきであるというふうに思いますが、市長の意見をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

納税相談につきましては、来庁できない方、あるいは日曜開庁、夜間窓口を開設しておりますし、相談にいらしていただければ、詳細な生活状況等の聞き取りができませんし、いろんな市役所内におきましても、過去の顛末記録、あるいは取得の状況などができる場合もありますので、客観的な資料に基づくきめ細かな相談を行うためにも、来庁いただいた上での納税相談を行いたいと考えております。

滞納者の家庭訪問をいたしまして、生活実態把握を行うことにつきましては、本市の滞納者数に対して、徴税職員にも限りがございます。毎年実施しております、集中滞納整理期間中における訪問収納の際にも、なかなかお会いすることができない状況もございます。本来、自主納付しなければならぬという考えもございますので、ぜひ来庁していただきたいと考えております。

○丸山わき子君

それは市側の意見でしょう。立場でしょう。そうじゃないんですよ。こういうことをやっているから、自ら命を絶たなきゃならない人が出てくる。あるいは、一律的な差し押さえをすることになってしまうわけですよ。それをやっちゃいけないというふうに思いますよ。二度とこのような、市民に大変な思いをさせるような徴収業務はやってはいけない。なぜ、反省しないんですか。窓口業務だけでは市民の暮らしは守れない。また、徴収業務は進められないと思います。また同じことを繰り返しますよ。もっと丁寧な対応が必要であるというふうに思います。

○議長（木村利晴君）

質疑中ではありますけれども、ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後 0時01分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

○丸山わき子君

それでは、時間がございませんので、納税緩和措置の運用に関して質問するところであり

ます。

納税運用緩和措置につきましては、平成27年に見直しが行われました。その取り組み状況についてお伺いするものなのですが、生活困窮など一定の事由が生じた場合には、徴収猶予、換価の猶予、また、滞納処分の停止など、納税緩和措置が見直しされています。本市の見直しされる前と後の運用状況を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

納税者等が、納期限までに徴収金を納めることができない場合に、納税者等の個別の事情によって、大きく3つの緩和制度が地方税法で定められています。

1つ目は徴収猶予であり、納税者等が、災害、疾病その他の事情により、一時に納税できない場合、または、賦課決定等の処分の遅延のために一時に納税できない場合に、納税者等の申請によって、一定期間徴収を猶与し、納税者等に納税資金調達の時間的余裕を与えることができる制度でございます。

2つ目は換価の猶予であり、滞納者が、徴収金の納付について、誠実な意思を有すると認められ、かつ滞納処分することによって、滞納者の事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがある場合、または、滞納処分をするよりも、その執行を一定期間猶与することが徴収上有利なときには、差押財産の換価等の猶与をする制度でございます。

3つ目は滞納処分の停止でございます。滞納者に滞納処分ができる財産がない場合や、滞納処分をすることにより、生活が困窮するおそれがある場合に、職権で滞納処分の執行を停止することができ、当該停止期間が3年間継続したとき、納税義務が消滅するものでございます。

緩和制度のうち、換価の猶予の改正に関して、国税については、平成27年4月から適用されておりましたが、平成27年度の税制改正により、地方税法も改正され、平成28年4月1日以降に納期限を迎える地方税においても適用されることに伴い、本市でも、平成28年4月1日付で市税条例を改正しております。

○丸山わき子君

それは聞いていないです。市長。

○市長（北村新司君）

今説明しているんですけど。答弁しているんですけど。

○丸山わき子君

説明はいいです。もうわかっているから聞いているんです。

○市長（北村新司君）

もう少しなんですけど。

○丸山わき子君

運用の状況だけを聞いているんです。時間がないでしょうよ。

○市長（北村新司君）

条例の改正の主な内容といたしましては、職権による換価の猶予に加え、申請による換価の猶予が創設され、徴収猶予と換価の猶予とともに、申請により原則1年の範囲内で猶与が可能となりました。猶予の際の担保を不要とする税額も50万円以下から100万円以下に改正されたことにより、適用要件が緩和されております。猶予に関しては、平成15年以降の実績として、条例改正前は徴収猶予が1件、換価の猶予が1件であり、改正後は、徴収猶予及び換価の猶予ともに適用実績はございませんでした。また、滞納処分の停止につきましては、過去3年間で3年継続消滅分と、即時消滅分をあわせまして、平成26年度は127件、平成27年度は149件、平成28年度は166件と推移しております。

○丸山わき子君

私は、この緩和措置制度の内容はいかがかと聞いたわけじゃないんですよ。運用状況だけを聞いたわけです。やっぱりこれは、きちんと時間を守ってやっていただかなきゃ困ると思います。

それで、この見直しが行われたわけなんですけれども、全国的には、納税猶予は制度見直し前の3倍。それから、換価の猶予は見直し前の8倍に増えているということなんです。しかし、本市では、徴収猶予も換価の猶予もゼロ。それから、滞納処分の停止は1.3倍の166件にとどまっているということなんです。差し押さえが、運用前の平成26年の335件から、運用後の平成28年には661件と倍に増加しているわけなんです。どう見ても、この納税緩和措置が、国は見直しをしているけれども、八街市は、納税者の保護がされていないのではないかというふうに思うわけです。やはり国の制度変更に伴って、きちんと徹底した対応をすべきではないかなというふうに思います。そういう意味では、滞納者のその権利が守られていないと言わざるを得ないというふうに思います。そういう意味で、今後もこの制度の徹底をぜひしていただきたいというふうに思います。

次に、最後なんですけれども、自主納付できる親身な徴収行政をぜひとも進めていただきたいと。ここでは、納税者の生活再建も含めた行政を進めていただきたいわけなんですけれども、税滞納者の多くは生活困窮に陥っていると。徴収の強化だけでなく、生活再建への支援が必要だと。これはもう明らかであります。

滋賀県野洲市、これは、この間も私は、議会の中で取り上げてきておりますけれども、市民の生活を壊してまでも滞納整理を行うのは本末転倒であり、生活を壊さず納付してもらうのが原則で、債務管理条例を制定しているわけです。滞納している人から、いかにお金を回収するかではなくて、困っている人をいかに支援するかという視点で、市民生活相談課を窓口設置していると。それから、相談者の悩みを引き出して、各課が連携して、生活再建支援を行っている。このように、本当に市民の立場に立った徴収行政を行っているわけなんです。

本市もこうした親身な徴収行政に転換することを求めますが、市長、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の税金の滞納者への支援といたしましては、毎月、月末の日曜開庁及び平日火曜日の夜間窓口の開設によりまして、納税相談窓口を拡充しております。また、納税相談においては、財産の所有状況、世帯の生活状況、収入・支出の状況等についてお伺いした際に、必要に応じて、日曜開庁日に開催している無料の弁護士相談を紹介しております。債務整理などについては、専門家からの意見を提供していただくとともに、この弁護士に依頼して、過払い金が返還されることになった場合には、優先的に税金へ充てていただくことで、税の滞納の縮減につながる事となります。また、生活困窮者の生活再建への取り組みといたしましては、市が、社会福祉協議会へ委託しております、生活困窮者自立支援事業におきまして、求職活動の支援のほか、生活相談の中で収支の見直しについてアドバイスを行うことで、生活再建支援を行っているところでございます。

なお、滋賀県野洲市の取り組みにつきましては、地方税の滞納処分の例によって、強制徴収することができない非強制徴収公債権や私債権について、「債権管理条例」を制定して、これまで立ちおけていた強制徴収公債権以外の債権管理、債権回収の一元化を目指しており、一方では、「くらし支えあい条例」を制定することにより、生活困窮者の自立支援の観点から相談、情報提供、支援等の取り組みを行っていると同様でございます。ご質問の野洲市のような市民生活相談窓口につきましては、現在のところ、設置する予定はございません。

○丸山わき子君

本当に大変冷たい市政だと、私ははっきりと申し上げたいと思います。

差し押さえという強制処分で収納率を上げるという行政ではなくて、市民に自主納付してもらえようという啓発を粘り強く行う。こういう行政こそが、今、八街市には必要ではないでしょうか。今回、自殺未遂を起こすような、こういう事件があったわけで、これを契機に、八街市は、この徴収行政のあり方をもっともっと検討しなきゃならないんじゃないか。何ら変わっていない。そこに私は大変疑問を感じます。いかに冷たい市政であるか。このことを言わざるを得ないというふうに思います。長引く不況やたび重なる増税、そして、格差と貧困の広がりのもとで、住民に信頼される税務行政の確立を強く求めるものであります。

次に、防災アセスメントの調査報告についてお伺いするものであります。

市の予測震度と被害予想についてお伺いするものですが、県北西部地震を震源と設定した根拠をお伺いするものです。端的に答弁いただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県北西部直下地震の調査は、国の地震調査委員会、内閣府及び千葉県における、これまでの知見や最新の研究成果を踏まえて行われております。また、市独自に設定すると、結果が国の報告や県の調査結果と異なる可能性がありまして、県と協力して行う災害対策等に問題が生じることも考えられます。地震の揺れによって想定される災害には、建物の倒壊、火災、人的な被害、ライフラインの被害などが挙げられます。今回の調査では、これらの地震被害の予測を行うにあたって、県調査との整合がとれ、交通や通信などの広域的な被害に

よる影響についても検討することができるものと考え、県北西部地震を震源と設定したものでございます。

○丸山わき子君

県とのすり合わせというのをしきりに言われているわけですがけれども、県の地震被害報告書では、県北西部地震を震源とする設定について、これは県のですよ。人口が集中する地域であり、地震が県に対して最も被害が大きくなることを想定されていることから、千葉県北西部直下地震と命名して、この地震を防災・減災対策の主眼に置く地震として算出するんだということを言っているわけです。決して、発生の可能性が高くて県北西部を設定したわけではないわけです。そういう意味では、本当に県の計画であって、この八街市の市民を守るという、その立場に立っていない報告値であると。このことをまず私は申し上げたいというふうに思います。

それから、市直下地震の被害予測、対応についてであります。県の地震被害報告書は、県内においては、震度6強の強い揺れが地域を問わず発生する可能性がある。このように言っているわけです。それで、予防的対策が必要となると警告しているわけです。ですから、当然、市直下地震を想定して、震度6強の被害予測と対応が必要ではないかというふうに思うんですよ。

県の北西部直下地震を想定すると、震度6弱なんですね。震度6弱と震度6強。このランクの差は、どのように説明するんでしょうかね。私は、震度6強の被害予測と対応が必要であるというふうに思いますが、市長、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成26、27年度の、千葉県が実施いたしました、千葉県地震被害想定調査の結果をもとにし、市域に大きな影響を及ぼすと考えられます千葉県北西部直下地震、大正型関東地震、防災リスク対策用地震の3つの地震について、アセスメント調査を行っております。防災リスク対策用地震では、市域を250メートルメッシュごとの各地点での想定される最大震度6強をもとに、建物全壊率がわかるようにしてあります。

本市では、活断層は確認されておきませんが、市直下地震を想定する場合、任意に断層を設定することとなります。断層から離れると揺れが小さくなり、地震動による被害も小さくなります。

これにより、断層周辺の建物被害のみが大きくなり、周辺域は安全に見えるという誤った情報の発信となることも考えられます。

このようなことから、メッシュ別の建物全壊率を示すことにより、市民の方々への防災意識の向上が図られるものと考えております。

○丸山わき子君

市の防災アセスメントは、県北西部地震を震源とした震度6弱なわけですね。それで示した数字が全壊棟230棟、建物被害は、死者はゼロとだ、重傷者は40人、軽症者は21

0人としているわけです。しかし、県が震度6強揺れは地域を問わずどこにでも発生する可能性があると言っているわけですから、この震度6強で算出しますと、建物の全壊、これは2千917棟にもなる。そして死者は、先ほどの6弱だとゼロといたしましたけれども、6強だと、197人、重軽傷者は197人、重傷者は先ほど6弱だと40人だと言いましたけれども、6強になると、197人と、甚大な物的、また人的な被害が発生すると思われるわけです。

国は、東北地方太平洋沖地震後、今後の想定地震の考え方として、あらゆる可能性を考慮して最大クラスを検討すべきと、このように言っているわけです。ですから、市民の安全・防災意識を高めるためにも、今、最大と思われる市直下地震を想定した震度6強の被害予測を市民に示していくべきであるというふうに思いますが、その辺、いかがでしょう

○総務部長（大木俊行君）

今回の防災アセスメントにつきましては、先ほど、市長が答弁したとおり、県、国等の調査にあわせてするというので、今後の災害対策等について活かせるということになっています。

今、丸山議員が言われたように、例えば、倒壊率とか、最大限の被害についての震度とした場合には、これは防災リスク対策指針という形でいきますと、各地点で考えられる最大震度を示したもので、一度の地震で市内全域がこのような揺れになることを想定したものではありませんということです。そのために、この地震動で被害量を算出することは最大評価となることから、現実的ではないということが書かれています。

○丸山わき子君

では、その現実的ではないやり方を印西市、習志野市、千葉市はやっているんですよ。もう既にどこの地域でも直下型を想定すべきという県の意見もあるわけです。それから、国は、最大限を予想しなさい、予想すべきだというアドバイスがあるわけです。それに従って印西市や習志野市や千葉市は独自に直下型をきちんと導入して、独自に作っています。

本当に市民の安全を守るためには、最大限の被害を想定したものを市民にきちんと示して、そして市民にこの災害、減災に対して、どう対応するのか、そういうことを知らせていくのが自治体の仕事であるというふうに思います。

ぜひ、そういう点では、見直していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁した中でございますけれども、そうした、今、丸山議員のご意見を丁重に拝聴しながら、これからのそうした街づくりを含めて、大きな被害に対する市としての考え方をしっかり考えて、まとめていきたいというふうに改めてお誓い申し上げます。

○丸山わき子君

ぜひ、早期の見直しをいただきたいというふうに思います。

それから、今回の防災アセスメントの中で、新たに加わったのが富士山の噴火についてなんです。これにつきましては、八街市は2センチ程度の降灰が想定されるということのよ

うで、これは基幹産業である八街市の農業にとっても大変大きな問題であるというふうに思います。

今回の被害の中で、本市の農作物、あるいは農地の生産回復への影響・予測は、なぜ示さなかったのか、それについて答弁いただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市防災アセスメント調査では、主に地震災害を対象としたものであり、揺れ、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害等の一時的な被害を想定しております。

また、災害の1つとして富士山噴火による降灰が及ぼす影響について、各地での事例を示しておりますが、市防災アセスメントの調査では、農業被害等の経済被害までの想定は含まれておりません。

○丸山わき子君

含まれていませんじゃなくて、含まなきゃいけないんじゃないですか。市川市では、本市と同じ2センチ前後の降灰地域であります。ここでは富士山噴火による対応計画、これは平成27年度に作成していますね。市民への周知を図っている。本市は、農業の街として、当然影響予測を示すべきだと。2センチの降灰があった場合は、1年間の農作物ができない、こういう状況があるわけですよ。あり得ないというふうにお考えかもしれないけれども、これは、今、どこで、どんな火山があるか、大変専門家も首を傾げている状況です。いつでも対応できる体制をとるべきであるというふうに思います。

その辺について、再度見直しを求めるものであります。

それから、避難所についてであります。

避難所について、住野公民館、これは私、何度も言ってきたんですが、今回も防災アセスメントの中に避難所には住野公民館があります。避難所として本当に適切なのかどうか、議論がされて、こういう報告書にまとめられたのかどうかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

従来の災害対策基本法では、切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と避難生活を送るための「避難所」が明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因となりました。

このため、平成25年6月の法改正では、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」が明確に区別されました。

本市におきましても、地域防災計画に位置付けられた避難場所等については、平成28年度から29年度にかけて見直しを行い、指定緊急避難場所として30カ所、指定避難所として27施設を指定いたしました。

指定にあたりましては、地震を対象とした「地震に対して安全な構造」の具体的な内容に、

少なくとも施設の構造が昭和56年に定めた、いわゆる「新耐震基準」に適合することが求められていることから、これに該当する施設については、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定をすることとしました。

ご指摘の住野公民館につきましては、昭和33年の建築、代替候補施設の住野老人憩いの家につきましても、昭和54年の建築で、昭和56年以前の旧耐震基準であり、現時点では建て替え等の計画はされておきませんが、他の避難所との距離、消防機庫の建て替えが実施されたことなどから、住野公民館の駐車スペースを指定緊急避難場所として指定いたしました。

今後におきましては、活用できる施設を模索し、指定避難所の指定について検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

今後じゃなくて、災害はいつ起きるかわからないわけですから、見直しは早急にやるべきだというふうに思います。

それで、災害対策基本施行令指定緊急避難場所の基準についてというのがあつたわけつです。この中の20条の3には「人の生命身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物、その他のものがないこと」としているのが、これが基準なんですつね。こういうのを無視しているんです。これは早急に住野公民館の見直しは進めるべきだと。地元の皆さんも「あんなところはおつかなくて行けねえよ」と、そういう話をしてつますよ。地域を全く無視した避難所の対応の仕方、これは早急に改めるべきです。危険なところに市民を誘導する、こんな防災対策はあり得ません。ぜひ、見直しを求めます。

次に、地域包括システムの構築についてお伺いするところでありつます。

これは2025年問題なんですけれども、2025年というのは団塊の世代が後期高齢者となり、国民の4人に1人が75歳以上という超高齢化社会に突入するという年でありつます。

今、本当に求められるのは、医療・介護・福祉サービスの整備、これが喫緊の課題とつなつているところでありつます。

厚労省は、高齢者のひとり暮らしは37パーセントに、高齢者の夫婦世帯は33.1パーセントに、5人に1人が認知症に罹患すると見込んでつます。7年後の本市の高齢者比率は34.4パーセントと推計しているわけなんですけれども、本市のひとり暮らし、また、高齢者夫婦世帯、認知症の発生件数の見通し、どのように把握されているんでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきましての認知症高齢者に対する施策につきましては、大変重要であると認識してつまして、平成30年4月に介護保険法に基づく認知症初期集中支援推進事業の「認知症初期集中支援チーム」を設置したところとつございます。

あわせて、2025年までの団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者に達することつで、いろいろな意味での社会保障費の急増が懸念されてつます。

2025年の本市の高齢者人口につきましては、平成30年3月に策定いたしました八街市高齢者福祉計画で、総人口が6万8千人、このうち65歳以上の高齢者が2万3千392人、そのうち75歳以上が1万2千314人で、全体の18.1パーセントと推定しております。

ひとり暮らし・高齢者世帯についての2025年の推計資料はございませんが、参考として同計画の「ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯数」は、2015年10月1日現在で、ひとり暮らし高齢者は2千568世帯、高齢者夫婦世帯は2千733世帯で、合計5千301世帯となっております。

認知症高齢者世帯数の推計につきましては資料はございませんが、厚生労働省が平成29年7月に策定いたしました「認知症施策推進総合戦略 新オレンジプラン」によりますと、我が国の認知症高齢者の数は、2025年に700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人に達すると言われておりまして、この割合を2025年の本市の65歳以上の高齢者数2万3千392人に当てはめると、4千678人と推定されます。

先ほど、丸山議員から人に当てますとの高齢者支援もあわせてお話がございましたので、お話ししますと、認知症初期集中支援チームを設置したところでございまして、チームの構成員は認知症サポート医1名、地域包括支援センター職員3名からなる、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的としたところでございます

また、認知症地域支援・ケア向上事業を実施するための「認知症地域支援推進員」の配置につきましては、認知症初期集中支援チームの設置とあわせまして、平成30年4月に配置したところでございます

推進員につきましては、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぎ、連携を図るための支援、認知症の方とその家族を支援する相談業務などを行うため、地域包括支援センター及び南部地域包括支援センター職員のそれぞれ2名を推進員としたところでございます

今後は認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が連携を図りながら、認知症の方とその家族の支援を行ってまいります。

丸山議員がご指摘の2025年問題とあわせまして、認知症問題についての現状と今後の取り組みについてお答えいたしました。

○丸山わき子君

2025年というのは、本当に高齢者のひとり暮らし、それから高齢者世帯が高齢者の7割を占めていくということになるわけです。認知症も4千700人と、大変多くの方が認知症を患うことになるわけです。これの対策というのは今から進めていかなければならない。対応策が示されたところなんですけれども、しかし、現在も認知症の方が家族にとってもご本人にとっても、どう対応していいのかわからないという実態があるわけです。

例えば、介護でつながっている、あるいは生活保護で市とつながっている、つながっていても、認知症解決の方向まで行っていないわけなんです。もっともっと関係課が連携して、一人ひとりのケースに対して対応していく、そういう取り組みが今からされていかないと、この解決には至らないのではないかなというふうに思います。

それから、最後にお伺いいたしますのは、地域包括支援センターは、約半数の高齢者に知られていないということなんです。本当にそこが中心になって進めていかなければならない、その部署が高齢者にとって、市民にとって知られていない、何をするとところなのか、何をしてくれるところなのか、認知症になって、どこに相談していいのか、全く約半数の方々には知られていないという、こういう問題がございます。市民のよりどころとなるような積極的な取り組みを求めたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

今、丸山議員のおっしゃったとおり、地域包括支援センターの知名度がいま一つ市民の方々に広まっていないという状況があります。今年度につきましては、周知を徹底してまいるというところで、地域包括支援センターというのは高齢者の総合相談窓口であるということと、市民の方に周知してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

今、私のところには毎日のように認知症の方の相談が来ております。しかし「この問題はもう相談したの」と言っても、どこに持っていったらいいかわからない、そういう方がほとんどでございます。ぜひ、「この問題は地域包括支援センターに行ったら安心できるよ」、そう言えるような課になっていただきたい。このように申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（木村利晴君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を許します。

○小澤孝延君

やちまた21の小澤孝延です。早速、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

質問事項の1、拠点整備について、お伺いいたします。

要旨の（1）駅北口市有地について。

八街駅北口は、八街駅北側地区土地区画整理事業や、平成11年12月に「ふるさとの顔づくりモデル 土地区画整理事業」により、街の玄関口としてふさわしい姿を目指し開発が進められてきました。

また、中心市街地活性化法に基づき、平成13年3月、八街市中心市街地活性化基本計画を策定し、TMO構想とともにJR八街駅を中心とした概ね1キロ圏内を対象の地域とし、商業をはじめとした地域活性化に向けてさまざまな取り組みがされております。

そして、八街駅北口には、文化的複合施設用地としての市有地が確保されています。しかし、当初の描いていた計画と現状では若干の乖離があります。

そこで、この駅北口市有地の売買や借用に関する近年の問い合わせ件数や、その具体的な内容についてお伺いいたします

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅北口の市有地に関する問い合わせにつきましては、過去3年間で3件ございました。その問い合わせの内容でございますが、駐車場等としてコインパーキングの経営についてのものが2件ありました。また、昨年度は市役所施設を含む商業施設についての定期借地の問い合わせが1件あったところでございます。

○小澤孝延君

なかなか思ったような問い合わせがないようですが、続いて、2番目ですが、現在の駅北口市有地の活用の状況及び過去の実績等について、重複するかもしれませんが、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅北口市有地の現在の活用状況でございますが、平成25年9月から月に1回、「北口市」を開催しているほか、昨年度は「落花生まつり」を実施いたしました。

なお、駐車場部分につきましては、市で行う催し物など、各種事業の駐車場として活用しているほか、平日は、臨時職員の駐車場としても活用しております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

現在の活用の状況はあるということではありますが、この市有地の貸し出しや使用等に関する要領ですとか要項等は整備されていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

北口の市有地を民間に貸し出すルールにつきましては、現在、整っておりません。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

3番目、八街駅北口の市有地利用検討委員会が設置されております。このメンバー構成や検討内容及び検討期間、頻度等についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成29年7月に立ち上げをいたしました八街駅北口の市有地利用検討委員会のメンバーにつきましては、総務部長をはじめ、各部の部長、教育次長、関係各課の課長であります、企画政策課長、財政課長、市民協働推進課長、商工観光課長、都市計画課長、都市整備課長、社会教育課長の12名で構成されております。

本検討委員会の検討内容につきましては、北口市有地の活用の方策を総合的に検討することとしておりますが、最近の会議におきましては、近隣市の状況を参考に、市有財産の活

用・管理の実務を専属で行う組織を立ち上げる検討を始めたところでございます。

なお、期間につきましては、定めておりません。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

スポーツプラザや市内の各グラウンド、また、中央公民館等市が所有する施設設備と同様に、貸出要項を定めて、年間を通じて市有地が活用されるよう、屋根付きの常設ステージや電気、水道設備等を含め、イベント開催等ができる多目的広場として整備をしてはかがか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

②で答弁いたしましたとおり、活用の現状は「北口市」や「落花生まつり」の会場としての使用が主なものとなっております。

また、今回、初の試みといたしまして、地産地消の一環である千葉の特産品のPRと八街駅前の活性化を目的としております。先ほども答弁しましたけれども、「ちばクラフト青空ビアガーデン」の会場として、7月から9月までの土曜日に北口市有地を貸し出す予定となっております。若者からお年寄りまで、たくさんの人が集まり、賑わいあふれるイベントになることを期待しております。

このような状況であることから、八街駅北口の市有地利用検討委員会に対し、多目的広場としての整備につきましても、活用の選択肢の1つとして検討するよう指示したいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

県内近隣市町村を見渡しても、駅前にこのような広大な市有地が確保されているというところは、なかなか見受けられません。企業誘致ですとか、売買など直接的な経済効果も検討しなければなりません。今、市長から答弁があったように、地産地消や地域活性化を目的として、より多くの団体や個人が利用できるよう、仕組み作りとともに、環境整備することによって、八街市への流動人口や関係人口の増加が見込めます。これによって、ふれあいバスや路線バスの利用促進、商工業及び農産業の活性化をはじめ、八街市を中心とした地域全体に経済波及効果が及ぶと考えます。

さまざまな角度から検討を継続していただいて、多くの市民が集い、地域が活性化するきっかけがたくさん生まれる拠点となるよう整備されることを期待いたします。

続いて、要旨の2番目、移動式ガソリンスタンドについてお伺いいたします。

5月15日の読売新聞でも報道されましたが、政府はガソリンを運搬するタンクローリーから自動車に直接給油する移動式ガソリンスタンドの実証実験を始めるとの報道がありました。

この中に「サービスステーション過疎地域」とありますが、県内の近隣市町村を含めて、

当市の現状についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「サービスステーション過疎地」につきましては、市町村内のサービスステーション数が3カ所以下の自治体と定義されておりまして、経済産業省のデータによりますと、平成29年3月31日現在で1千718の市町村中302の自治体が「サービスステーション過疎地」と発表されております。

このような状況の解決策といたしまして、経済産業省は、ガソリンを運搬するタンクローリーから自動車に直接給油する方式の導入に向けた検討を行い、実証試験等を行うとのことでございます。

なお、千葉県内のサービスステーション過疎地の状況といたしましては、4つの町の自治体が発表されており、本市におきましては、17のサービスステーションが現在営業を行っておりますので、対象とはなっていない状況でございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いて、2番目でございますが、2011年3月11日に発生した東日本大震災は、歴史上最大級の地震により未曾有の被害をもたらしました。今なおそのつめ痕を残していますが、近年も熊本や鳥取地震をはじめ、台風による被害も含めて国内各地で大規模な自然災害が発生しています。

東日本大震災で特に被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県では、給油設備が損壊するなどし、一時は半数以上のガソリンスタンドが営業できず、自動車が利用できなくなり復旧を大きく妨げました。千葉県内においても、ガソリンスタンドには連日長蛇の列ができ、給油制限があったことは記憶に残っている方も多いと思います。

専門家によると、30年以内に巨大地震が70から90パーセントの確率で発生すると言われております。いつ大規模災害が起こるかもしれません。

ガソリンスタンドは、災害時に燃料の供給拠点となりますが、2015年度全国のガソリンスタンドは約3万カ所で、ここ20年を見ると、半減しています。過疎地でのガソリンスタンド不足も問題となっております。これらを踏まえ、今後想定される大規模災害時に備え、エネルギーの供給拠点整備も必要であると思われませんが、本市としてのお考えはいかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害時のエネルギー供給拠点であるガソリンスタンドは、現在市内17カ所で営業されておりますが、大規模災害時には石油基地等の被災により石油類燃料の確保が困難になることが予想されます。

そこで、市といたしましては、災害応急対策を実施する上で必要となる石油類燃料の優先

的な供給及び運搬について、可能な限り協力していただくため、千葉県石油商業組合八街支部と平成30年5月18日に協定を締結したところでございます。

しかしながら、ガソリンスタンド自体が被災したり、停電により供給困難になることも予想されます。

国では、災害時等にガソリンを運搬するタンクローリーから自動車に直接給油する「移動式ガソリンスタンド」の実証試験も行われておりますので、その動向をにも注視しながら、対策を検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

既に、石油燃料を優先的に供給及び運搬についての協定を締結しているということは、心強く思います。しかしながら、近年想定される巨大地震等の大規模災害では、千葉県沿岸部をはじめ、想定を超えた被害も容易に想像されます。当市のみならず、後方支援の拠点としての役割も果たす必要もあります。

非常時の備えは、平時にしかできません。災害弱者、特に医療機関や福祉施設等で人工呼吸器や喀痰吸引、人工透析など、燃料供給が途絶えてしまうと命の危険に陥ってしまう方もいらっしゃいます。それぞれに自家発電等備えはしていますが、これら医療機関や福祉施設等に移動式ガソリンスタンドでの燃料供給ができると、さらに体制が強化されると思われます。

さまざまな方が地域で生活されているということを念頭に置きながら、地域や国の動向を注視し、八街市としてのあり方を継続してご検討いただければと思います。

続いて、質問事項2、人材育成についてお伺いいたします。

平成29年3月の定例会でも質問させていただきましたが、持続可能なまちづくりには、「シビックプライド」地域への誇りや愛着を育み、地域の課題解決や活性化といった具体的な行動に取り組む姿勢を持った次代を担う人材を育成することが喫緊の課題となっています。

そこで、改めて当市が求める人材像についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市が求める人材像につきましては、平成18年1月に策定しました「八街市職員人材育成基本方針」の中で3つの職員像を示しております。

1つ目としましては、自らも地域の一員であるという認識を持ち、常に市民の立場に立って考え、正確でわかりやすい説明を行いながら、市民とまちづくりを進めることができる職員。

2つ目としましては、既成の考え方にとらわれない豊かな発想力と政策形成能力で、新たな行政課題等に対して、総合的な調整や問題解決をすることができる職員。

3つ目としましては、地域や職場におけるさまざまな課題について、自らの責任で、自ら考え、新たな課題に挑戦していくことができる職員。

この3つの職員像を重点的に育成すべき職員像とし、必要な能力開発に努めております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

人財育成とは、職務に係る専門人財だけでなく、それらの人財や地域、部署等を横につなげ、イノベーションを起こすことのできる人財育成が期待されます。

平成30年度予算は昨年度に比べ、千葉県自治研修センター負担金を含めて60万9千円と、全体で20万円の増となっています。その人財を育成するための今年度の全体及び個別の計画等があれば、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

目指すべき職員像に向けた職員への指導、教育につきましては、人事評価制度による育成及び研修による育成を実施しております。

まず、人事評価制度による育成でございますが、本市の人事評価制度は、職員が発揮した能力及び業績を把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力、実績に基づく人事管理の実施により組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台を作ることを目的としております。

具体的には、業務目標の設定、進捗状況の確認、成果の振り返りなどの各時期に評定者と被評定者が対話を行うことで、上司と部下がコミュニケーションをとりながら職員一人ひとりの能力開発や指導育成を行っております。

次に、研修による育成でございますが、職場における日常の執務を通じて助言、指導を行う職場研修及び総務課等が主催し庁舎内で行う研修を行っております。

そのほか、他の研修機関が実施する職場外の研修にも参加しております。

職場外の研修につきましては、印旛郡市広域市町村圏事務組合が主催いたします新規採用職場研修、初級職員研修、中級職員研修など、各階層で必要とされる実務能力の向上を目指した研修、千葉県自治研修センターが主催する課長研修、課長補佐研修などの管理職の資質向上に向けた研修並びに税務事務研修、市町村民税研修など、専門的で実務的な研修に参加しております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

さまざまな研修機会がありますが、そのほかに当市の職員の中でも、自らの時間とお金を使って自己研鑽のために全国各地の研修会に参加している方もいらっしゃるようです。その姿勢と行動力には敬意を表すところでありますが、そこで、当市が定める各種研修会以外の研修の受講の状況についてはいかがか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

職員が自主的に受講した研修等の状況は把握しておりませんが、業務に関連する資格を取得した場合などは、資格取得の届出を提出させております。

なお、総務課が主催する研修には計画されていない研修でも、職員が教務に関連し、資質向上につながる外部研修の受講希望があった場合には、予算の範囲内ではございますが、総務課との協議により対応することとしております。

また、今年度から職員が有志のグループを形成し、自主的に研究を行う活動及び他の職員に対し講義などの方法により行う勉強会活動に対して、自主研究活動支援要項を策定し、支援していくこととしており、職員の主体的・創造的活動の促進と自己・相互啓発意欲の高揚に効果が上がることを期待しております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

先ほど、外部から講師をお呼びしてということでありましたが、外部から専門家を講師として招く研修会を開催するにあたって、外部講師はどのように選任をされているのかお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

外部講師を選ぶ場合に明確な基準はございませんが、研修の目的を達成するために必要な技量が備わっていること。これは知識であったり、経験であったりということでございます。あとは地方公共団体での実績、あとは研修内容の本旨に合っているかなどを考慮いたしまして、予算の範囲内で決定しております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

ぜひ、講師を選任するにあたっては、一流のという言い方は語弊があるかもしれませんが、現在の国等の中心にいるような人材といたしますか、専門家を講師として選任をされて、本物に触れる機会といたしますか、そういったことをぜひ追求していただければと思っております。

また、4番目の質問になりますが、これら各種研修会等の受講後の効果測定及び評価は、どのように行われているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

職員が研修会を受講しますと、「研修の内容」、「研修を受けてどんな感想を持ったか」、及び「今後どのように業務に反映させていきたいか」など報告をする復命書を提出させるとともに、それぞれの研修で学んだ知識や技術などをほかの職員と共有し、日々の業務に活かしております。

また、千葉県自治研修センターが主催する接遇研修指導者養成研修、公務員倫理に関するジェイケット指導者養成研修に参加した職員は、年度当初に実施している新規採用職場研修の講師を務めております。

研修の効果測定及び評価については、難しいところがございますが、住民サービスの向上を市民の皆様感じていただけるよう努力してまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

1つの例の団体であります。一般社団法人地域活性化センターは、活力あふれる個性豊かな地域社会を実現するため、ひとづくり、まちづくり等地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的として、昭和60年10月に全国の地方公共団体と多くの民間企業が会員となって設立されました。

このセンターでは、地域づくり全般に関する情報提供及び調査研究や、ひとづくりに資する研修及び交流、まちづくりに対する助成等支援をするなど、さまざまな事業を展開しております。

その中でも「地域づくり人材養成塾」は、地域づくりプランナーを養成するため、全国の地方公共団体からセンターへ職員を派遣し、自らが設定するテーマに沿った国内外の調査研究をはじめ、さまざまな事業に関わり、学ぶことを通じ地域リーダーとしてのキャリアアップが図られます。そして、何より全国の自治体職員との仲間づくりや地方創生における国を牽引するリーダーとの人脈ができること等が最大の魅力であり財産です。

次代を担う人財育成を目的として、このような外部機関等への職員出向についてのお考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

外部機関への職員派遣は、現在、千葉県に派遣しておりまして、今年度は2名の職員を総務部市町村課と県土整備部道路整備課に研修生として派遣しております。

近年の千葉県への研修実績としましては、総合企画部政策企画課及び総務部税務課などに派遣しております。

研修では県での実務を経験することで、地方行政全般の知識を深めるとともに、県及び他市町村の状況を把握し、視野を広げるなど、能力向上を期待するとともに、研修終了後の本市での派生效果にも期待しているところでございます。

なお、ご質問の一般財団法人地域活性化センターへの派遣でございますが、今後市民協働や観光等の地域づくりに注力していく人材を育成していくためには、有効な研修先でありますので、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

昨今、求められているイノベーションを起こせるような横串を刺せる人財育成については、地域間格差が拡大しているように感じます。地域活性化センターの地域づくり人材養成塾は、来年度の新規予約団体の問い合わせが多く、6月より各自治体の希望登録制度が発足されるそうです。

地域づくりは人材づくりと言われているように、地域への誇りや愛着を育み、地域課題解決や地域活性化といった具体的な行動に取り組む姿勢を持った次代を担う人財は、自然にはなかなか育ちません。さまざまな出会いやチャンス、きっかけが必要と考えますので、10年後、20年後を見据え、今でき得る限りの取り組みと実践の継続を期待いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

以上でやちまた21、小澤孝延議員の個人質問を終了します。

質疑中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後 2時11分)

(再開 午後 2時21分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

発言時間が2時間3分ございますので、そのつもりでしっかりやらさせていただきます。

通告に従いまして質問をさせていただくわけでございますけれども、質問事項1に地域資源の活用についてということがございますけれども、この上の大項目、人口減少対策についてということがあって、それを受けて地域資源の活用についてということでございます。

先ほど京増議員が5月1日現在の八街市の人口動向についてお話をされておりました。マイナス135人、7万人を切るのは時間の問題ではないかというふうにおっしゃっていましたが、日本人のベースでは、もう7万人を既に割っております。1千何百人の外国人登録がございますので、合わせて7万人を維持しているという状況でございます。現在の人口の把握については、外国人も人口のカウントに加えるということでございますので、八街市は7万を超えております。

ちなみに、八街市がマイナス135人ございましたので、印旛管内の動向について、どのようになっているのかということで調べてみました。若干、月に相違はございますけれども、ほぼそういう傾向ではないかというふうに思われます。成田市は355人の増加、それから白井も増加、栄町も増加、四街道、印西は120の増加ですね。マイナスが八街市135人と申し上げておりましたけれども、佐倉は比較した時点では三百何人のマイナスでございました。したがって、富里も増加でございましたので、印旛管内においては佐倉市と八街市がマイナスでございました。

人口減少対策は、一概に特効薬はなかなかないと思うんです。どこかの市では、100万円、20万円掛ける5年間、第3子以降、2子は5万とか、3子が10万、4子以降は20万で、100万円を贈呈するという子育て支援とすることで、2人目の事例があったそうですけれども、やはり、お金の打ち合いになったら、これは本来の趣旨に沿わないのではない

かというふうに私は考えております。

そこで、人口減少対策については、地道な努力が必要かと思えます。そこで、この質問の1につながるわけですけれども、平成29年10月から八街市南部地域包括支援センターが開設されました。これは市長の思い入れもあったんでしょうけれども、今現在、聞いているところでは、大変利用者の評判がいいようにお聞きしております。

そこで包括支援センターの利用状況についてお尋ねいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市南部地域包括支援センターにつきましては、高齢者等への支援体制の強化を図るため、平成29年10月1日に南部老人憩いの家施設内に開設し、八街中央中学校区及び八街南中学校区を担当生活圏域として業務委託により運営しているところでございます。

南部地域包括支援センターの平成29年10月から平成30年3月までの利用状況につきましては、福祉サービスや体調、健康管理、生活全般などについての相談が延べ件数で166件、高齢者の安否確認に関する通報が2件、また、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント利用の契約件数が257件でございます。

今後も南部地域包括支援センターをより多くの市民の皆様方に知っていただくため、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

○林 政男君

今、市長が申されたとおり、地域包括支援センターは南部だけじゃなくて北部もあるわけですけれども、先頃いただきました八街市高齢者福祉計画の中に、包括支援センターの認知度がまだまだ低いというふうになっておりますが、これから上げるのが課題だというふうに書いてございました。

今は市長のお話ですと、ケアマネジメント関係の介護のあれが257件ということでした。私も、先般、ある方から「うちのおふくろ、先のことが心配だから、どこに相談に行ったらいいか」というふうに尋ねられましたので、包括支援センターに行けば、6人の職員が対応して、何の分野でも大丈夫ですよ。看護師もいるし、いろんな意味で対応してくれますよと言うと、「わかりました。今度行ってみます」ということでした。

今、せっかく包括支援センターができて、知らない方が多いということなので、この辺、これをもうちょっと広報する必要があると思うんですけれども、北部の支援センターも含めて、これからどのようにもうちょっとPRをしていくのか、まずお尋ねします。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

私どもの方でやっている講座、あるいは広報やちまた、市のホームページ等を通して、今後とも周知に努めたいと考えております。

○林 政男君

そうなんでしょうけれども、最後は口コミが一番強いと思えますけれども、さらに頑張りたいと思います。

そこで、次の課題として、地域包括支援センターは大変優れた1つの手法だと思うんですけども、それだけでは機能を発揮しないと思うんです。せつかく、6人の方が常駐して、さらに市のパートさんですけれども、いらっしゃる。そこで、市民サービスの向上にも結び付けていったらいいのかなというふうに思います。

例えば、印鑑証明とか、住民票の取得等、現在も山田台郵便局で行っておりますけれども、本人のみの対応ということで、一般的な対応はなかなかしてもらえないということなんですね。

そこで、山田台126号線、ご存じかもしれませんが、交通量が1日1万台以上通過するところをございまして、高齢者にとっては郵便局に入る車両とか、あるいは反対側に旧八街農協、現在、千葉みらい農協の敷地、駐車場があるんですけども、そこを横断しなくてはいけないということで、大変高齢者にとっては使いづらい場所になっております。その点、南部地域包括支援センターであれば、駐車場もかなりありますし、非常に対応がなされると思います。

私が聞いている範囲では、印鑑証明といっても、あるいは住民票取得といっても、そこに常駐の職員を1人置いた場合、あるいは機械設備とかをした場合、多額の費用がかかるということから、なかなか進まないというふうに聞いておりますけれども、ぜひ、その辺を乗り越えて、サービス向上のために設置していただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市南部地域包括支援センター内で印鑑登録証明書等を取得できるようにするためには、新たな人員配置、手数料管理の問題、山田台郵便局と同様に専用回線によるファクシミリ機の設置、回線工事等が必要となることから、現時点におきましては、同じ南部地域にあります山田台郵便局及び本庁でのご利用をお願いしたいと考えております。

今後につきましてでございますけれども、市全体の利便性向上を図るために、印鑑登録証明書等が取得できる「コンビニ交付」の導入が有効と思われます。既に実施済みの近隣市町の状況を調査研究しながら、「コンビニ交付」の実施に向けて検討してまいりたいと、今、考えております。

○林 政男君

住民票もコンビニで取得できるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

印鑑登録証明書と住民票、場合によっては、周りの市町で行っている戸籍関係の書類まで担当としては考えております。

○林 政男君

すみません、最後の方がよく聞き取れなかったんですけど。やるというふうに聞こえたん

ですけど、やらないと聞こえたんでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

コンビニ交付を始めるにあたりましては、さまざまな施設改修や端末機器を捜査するためのマイナンバーカードの普及、また、改修費用等々が見込まれますので、担当課といたしましては、限られた予算の中で効率よくコンビニ交付が導入できるよう、今後、開始時期を含めた導入計画について関係各課等と慎重に検討していきたいと考えております。

○林 政男君

それは何年ぐらいの範囲で考えているんですか。何年ぐらいをめどに、今のおっしゃった慎重に進めていくというのは、今年度中ということはないと思うんですけども、どのぐらいで実施を目指しているんですか。10年後ですか。そんなことはないと思うんですが、どのぐらいをめどにされているんでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

開始の時期等につきましては、今後、関係各課等と導入計画を検討しまして、できるだけ早い時期での導入に向け計画の推進に努めていきたいと思っております。

○林 政男君

そうでしょうけれども、2、3年のうちとかというふうに答弁していただきたいことですが、まあ、いいでしょう。

次に、2番目の南部地域包括支援センターの前にグラウンドがあるんですけども、芝生のグラウンドがあるんですけども、こちらの活用について伺います。

昨今、いろんな事例がありまして、こちらにも介護予防サービスという市で出しているパンフですけども、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進、この中で介護予防のことも書いてありますね。ある地域は、健康器具というか、単なるベンチのように見えて、それを活用することによって体をケアしていく。

こちらにやっぱり書いてあるんですけども、生涯安心して暮らせるまちづくりというのが出ているんですけども、その中で市がやるよりも本人が自発的に自分の体を健康維持していくことも必要かと思うんです。そういう安価な器具もありますから、そういうものを設置したらいかかかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢化社会への対応等のため、主に大人を利用対象とした健康器具を利用することで、健康や体力の保持・増進などが期待されると認識しているところでございます。高齢者が健康器具をいつでも自由に利用し、健康増進を図ることは大変好ましいことであると考えますが、利用者の安全を考慮しますと、健康器具の使用方法を指導する者、見守る者などの体制の検討も必要でないかと考えております。

大人用の健康器具は、高齢者の健康維持や増進を図るために有効である一方、子どもから見れば、遊具と区別がつきにくい健康器具もあり、子どもが遊びの中で想定外の使い方をす

ることにより、器具からの落下や骨折、また手足を挟まれたりする事故が増加傾向にあることから、都市公園の安全性を一層高めるため、国土交通省において、平成26年6月に「都市公園における遊具の安全確保に関する指針・子どもが利用する可能性のある健康器具系施設」を作成しております。この指針によりますと、「公園管理者は、子どもが利用する可能性のある健康器具系施設の安全確保に関する基本的な考え方に従って、設置計画や維持管理、利用段階の各段階で子どもが利用する可能性のある健康器具系施設の安全が確保されるよう適切な対策を講ずるものとする」とあります。

このようなことから、今後は設置費や維持管理費、また、利用者に対しての安全面での管理体制、費用対効果などにつきましても、調査研究してまいりたいと考えております。

○林 政男君

ありがとうございます。調査研究していただくと・・・。

ベンチ式の簡単な健康器具というのもあるんですね。そこでストレッチとか、そういうのをする。今、懸念されているように、子どもがそれを使って、けがをしても困りますから、いろんな器具があると思うんです。高度なやつもあると思うんですけど、ベーシックな、ただベンチ的なやつでもいいと思うんですけど、担当部長、いかがでしょうか。いろんな施設があると思うんですけど、そんなにお金もかけないで、極端に言えば、丸太を1本横に置いたような施設もあるんですが、大人の器具とってね。その辺、いかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

南部老人憩いの家につきましては、南部地域における高齢者福祉の拠点であると考えておりますので、その辺も含めまして調査研究していきたいと考えております。

○林 政男君

今、老人の拠点というお話でしたが、ただ、これだけ読むと、地域包括支援センターなんですけれども、実際は高齢者をいろんな意味で応援するセンターでございますけれども、でも、それだけではもったいない。そこが地域の拠点であれば、子どもが遊べるような、お母さんと一緒に、あるいはお孫さんと一緒に遊べるような、先ほどの話のように、簡単な施設を設けていただければ、老若男女がそこで過ごせる、その空間を創生できるのではないかと、いうふうに考えるんですけれども、(2) - ②、子どもも遊べる遊具を設置し子育て支援を推進しては、いかがという質問は、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、施設管理者においては、必要な安全措置を講ずることが必要であります。また、「遊具で遊んでいて大きなけがをした」などと痛ましい事故が発生したことから、全国的にも遊具の点検、撤去が行われているものと認識しております。

このため、本市におきましても、劣化等により危険と判断された児童遊園等の遊具は撤去しているところでございますが、今後、近隣市町の動向にも注視するとともに、高齢者向け

の健康器具とあわせまして、利用者の安全対策や、遊具等の管理体制など、調査研究してまいりたいと考えております。

なお、本市では実住保育園、生活クラブ風の村保育園八街、八街かいたく保育園、明德やちまたこども園の中に就学前のお子さんとその保護者を対象とする子育て支援センターを設置し、親子の交流の場を提供しているところでございます。また、このほか、公立保育園や公立幼稚園では、月に2回から4回程度、園庭を開放しているほか、総合保健福祉センターの3階にはおやこサロン「ひまわり」を設置しており、平日の午前9時から正午まで、午後1時から4時まで利用できますので、これらの施設等をご利用いただきたいと思いますと考えております。

○林 政男君

いろいろな公共施設等、いろんな施策を展開されていると思うんですけども、今回、南部の包括支援センターに限っておりますので、1つのモデルケースとして、そこに住んでよかったと思われるような地域にならなければいけないと思うんです。これは市長が掲げている公約とも合致すると思いますけれども、そこへ行ったら、すごいくつろぎの時間を過ごせるような場所がいいと思うんです。難しい器具とか、危険な遊具については、ちょっと考えるものが、あるいは、点検にすごいお金がかかるもの、維持にお金がかかるものは除いていった方がいいと思われま。

今、研究調査ということでございますけれども、その言葉を信じて、次に行きます。

2番目は、まちづくりについてお伺いします。

これも八街市の8つの柱の1つに交通網の整理があります。市民アンケートによりますと、八街市でここがちょっと足りないというか、ここを何とかしてほしいというアンケートの1位、2位が交通網の整備なんですね。

今回は道路網ですけども、総武本線の複線化、あるいは快速電車の増発とかがありますけれども、今回は道路に限ってお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、榎戸駅が間もなく橋上化が完成いたしまして、東西の両方から乗れるようになります。そこで榎戸駅を活用するために、酒々井アウトレットモールまでの道路整備をすれば、榎戸駅の乗降客の増大、あるいは利便性の増大になるわけですから、ぜひ進めていただきたいと思います。

先般、市長は、協議会、そういうのを今、酒々井町さんとやっているというお話でございましたけれども、現況はどのようにやっているかお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、榎戸駅と酒々井アウトレットモールへの直接アプローチする道路計画はございません。しかしながら、酒々井アウトレットモールが拡張されまして、ますますその経済効果、地域活性化が大きく期待されているところでございます。本市といたしましては、アクセス道路としての長期道路構想の策定は重要だと考えております。

平成28年4月に八街市、富里市、酒々井町による酒々井インターチェンジ周辺地域活性化協議会を設立いたしましたして、地域活性化の検討を進めているところでございます。今後はこの検討会等の中で議論を深める中での動向を見極めて、道路整備についてもしっかり進めてまいりたいと考えております。

○林 政男君

酒々井アウトレットモールにつきましては、近いうちに31店舗増える予定と聞いております。そうすれば、約1千万人以上の方が酒々井アウトレットモールを利用されることになります。これは本市にとっても大変有効な場所になるんじゃないかと。現に酒々井アウトレットモール付近の青果市場というか、野菜市場については、八街市の生産者にぜひ出荷していただきたいということで、現にそれが進んでおります。また、あるところに聞きましたところ、八街産の落花生もかなり売れているというふうに聞いております。

今、市長がおっしゃられた富里市、酒々井町、八街市の地域活性化構想なんですけれども、これは具体的に推進する課はどちらの課になるのでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

今、議員が述べられた具体的な計画、または構想ということになるろうかと思えますけれども、市町を越えた構想については、企画サイドも当然入ってくるのではないかというふうには考えているところでございます。活性化協議会の中でも企画政策課というが、富里、酒々井にも入っておりますので、本市も当然入って、協議会を運営するということになっておりますので、その辺も含めて、計画論、構想については、その辺を十分検討した中で進めていきたいというふうに考えています。

○林 政男君

企画政策課ということになると、総務部長の方の担当じゃないでしょうか。

今回、この質問を作成するにあたり、そういう戦略的な構想を練るところはどこですかと、道路についての。道路河川課も何か、それは企画政策課じゃないですかと。企画政策課に聞いたら、それは道路河川課じゃないですかと。どっちがどっちか、よくわからない。これは企画政策課というふうに考えてよろしいですか。

○総務部長（大木俊行君）

市内の全体の構想につきましては、もちろん企画政策課の方で計画いたします。今回の計画につきましても、先ほど建設部長が申し上げたとおり、企画政策課が中心となって行っていくものと考えております。

○林 政男君

次の質問も関連ですけど、八街駅と成田空港までの道路整備について。今回、成田空港の第三滑走路の整備案が協定が結ばれて、いよいよ動き出しているわけですね。今、1千ヘクタールちょっと成田空港はあるんですけども、これは2千500ヘクタールぐらいになる。3千500メートルの滑走路が1本新設されて、真ん中のB滑走路を大栄寄りに移転させるということなんですけれども、やはり、八街駅と成田空港までの直線距離から考えると、信

号機さえなければ、対面交通でも15分で成田空港の玄関まで到着すると。非常に立地条件がいいというか、利便性がいいところに八街市はあるんですけれども、残念ながら、今のところ、直接結ぶ道路がないということで、もしできていれば、あるホテルのオーナーが言っていましたけれども、八街にホテルを造ることはやぶさかじゃないと。現況では直線の道路がないので、八街への進出は無理だというふうに言われたんですけども、八街駅と成田空港までの道路整備について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催が2年後に迫り、成田空港周辺はますます人や物の流れが活性化すると予想されます。

成田空港の持つ可能性は非常に大きいものであり、周辺地域において効果的な道路交通網の整備が必要と考えております。

成田空港のアクセス道路としましては、国道409号が考えられますが、八街市といたしまして、酒々井インターチェンジへのアクセス向上などが地域活性化に資すると考えられます。

また、住野十字路の右折車線を含めた交差点改良につきましても、平成33年度から35年度までに開通予定と伺っておりますので、引き続き国、県及び関係する市町との連携を図りながら、周辺地域の地域活性化につなげるために検討、努力してまいりたいと考えております。

○林 政男君

市の職員もいろんな意味で考えていると思うんですね、八街市の活性化について。これについても考えるところは企画政策課、あるいは道路河川課、よくわからないんですよ、こういう問題について。これは総務部長、いかがですか。

○総務部長（大木俊行君）

今回の件につきましては、もちろん企画政策課が中心になるかと思いますが、道路部門につきましては道路河川課等とも協力しながら計画していきたいというふうに思っております。

○林 政男君

成田空港のポテンシャルは、非常に高いということで、今、市長から話がありました。副市長は、県の職員として、いろんな意味でご活躍されたというふうに伺っております。

そこで、県の職員として、八街市にお越しになって、八街市のこういう道路網の整備は重要だと思うんですけども、県職の立場として、その辺、どのように見識をお持ちなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○副市長（鶴澤広司君）

それではご指名いただきましたので、私の方から。県を背負ってという言葉はちょっと申し上げづらいところがありますので、私が八街市の方で就任させていただいてからの印象などを含めて少しお話しさせていただければと存じ上げます。

八街市につきましては、赴任いたしました、開拓からの歴史ですとか、あるいは、全国的に知名度のある落花生、それから、お隣の富里にも負けない味、上回る味のスイカなど、多彩な魅力はあるものの、広くそこを目的地として来ていただけるようなPR体制までは、まだ残念ながら至っていないところがあるというふうに感じております。知っていただければ、もっと来ていただけることも増えるのではないかとこのように思っております。

また、道路事情などにつきましてという前提でございますので、申し上げますと、周辺に高速道路が幾つもある、高速道路のインターまでの時間であれば15分とか20分程度で乗れる非常に地理的には、田舎の方と比べれば、もう断然恵まれた状況にある。

一方で、インターまでの道路が、例えば、きれいな十字路ではなくて、変形交差点になっていたり、あるいは渋滞などで苦しい部分があるというふうに感じております。

その部分につきましては、既にバイパスの方も一部開通を始めておったり、住野交差点、あるいは朝陽小学校の交差点の改良など、手の打てるところは、既に北村市長の方が手を打ち始めていただいているというふうに思いますので、そういったまず市内のところの流れをよくする作業を図りつつ、しっかり千葉県下だけではなくて、いろいろなところに八街のよいところをPRして、できれば八街を目的として成田からおりた方も来ていただけるような、そういうふうな形になっていただければありがたいというふうに思っております。

ちょっとまとまりませんが、一旦、このような形で。

○林 政男君

誠にも的確な指摘だと思います。八街は現状では通過車両ということでございますので、今、鶴澤副市長がおっしゃられたように、何か八街に向かってくるような、インバウンドにしても、八街市ならではということが必要だと思います。

その意味では次の3番、国道409号バイパスについて。

八街バイパスはまだ開通しないじゃないか、まだということがありますがけれども、国の事業、県の事業もそうですけれども、30年ぐらいかかるわけですから、1つのことをやるには。409号は、今の時点で青写真を描いても30年ぐらいかかるわけですから。いまだに青写真がないということは、409の渋滞は永久に続くのかなというふうに懸念されるわけですがけれども、409号のバイパスについては、話は全然ないんでしょうか。ご答弁をお願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市内の国道409号につきましては、通勤時間帯などを中心に慢性的に渋滞が発生していることは把握しております。八街市は、千葉県のほぼ中心に位置しており、県を縦断する主要道路としての国道409号の位置付けから、そのほとんどが通過交通が多く縦断の原因となっているものと考えられます。

ご指摘のような市内中心部を回避する簡易的なバイパス道路が渋滞解消の1つの策として考えられますが、八街市といたしましては、まずは現在進めております八街バイパス事業の早期全面開通に向けて、県印旛土木事務所と連携を図りながら進めているところでございま

す。

また、国道409号の住野十字路の交差点改良、朝陽小学校前の交差点改良等の各交差点の渋滞解消を行うことによりまして、国道409号の利便性の向上を図ることも視野に入れ、今後、八街バイパスの全面暫定供用開始後に交通量調査等の結果を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

今、市長の答弁は、市長や山本県議の努力で、例えば、八街バイパスはもう先が見えていますね。残り500メートル、これも県が平成32年中に開通させる。それから、住野十字路についても、平成32年度から開始する。そのほか、朝陽小学校前の交差点も供用開始しました。それから、今、おっしゃられませんでしたけど、126号の沖入り口についても、国土交通省が発注段階というか、3月には1回流れてしまいましたけれども、5月には発注したというふうに聞いております。

それはもうある程度めどがついているんじゃないですか、今、おっしゃられたことは。これからのやつを考えていかなきゃいけないと思うんですけども、部長、いかがですか。

○建設部長（江澤利典君）

今、市長が答弁しましたように、私の個人的な考えも含めますけれども、国道409の重要な交差点については、当然、改良が必要、それは最重要課題として八街市も、交差点改良について実施をしているところでございます。

以前計画ということであった道路網ということで、若干説明をさせていただきますと、409のバイパスということになりますと、既存の道路もございます。簡単にお話ししますと、市内の環状道路であり、市内交通量の分散に寄与する路線等についても、優先的に整備するという方法もあるんじゃないかというふうには考えています。

そこで、一部歩道とかを整備している箇所もございますけれども、国道409号、成田方面から来て、文違のジャスコの交差点から右折します。右折すると、文違1号線に入ります。文違1号線を通して大関の寺下まで行くような形で、踏切を挟んで大関の寺下までは歩道の整備をしてございます。それをまた大関寺下から、これは以前話がありました北総中央用水の管理用道路のところもございまして。そこを南下してというか、中を通して、八街高校の十四町歩線、204号線に出ます。そこを神門線をまたいで、たしか夕日丘13号線、長谷川製茶工場の方に抜ける道、その部分を抜けて、それで210に入って、210から向台の交差点を抜けて、一休の交差点のところから116号に入るといような既存の道路でも、409のバイパス的な機能・役割を果たす、そういう路線もあるのではないかと、私はそういうふうに思っていますので、実際、今、210号線のところについては、向台の交差点から向かって左側ですか、歩道整備も一部ではありますけれども、進めているところでございます。

そういう既存の道路も十分検討した中で、409のバイパスということの機能をもたせた道路網というのも必要ではないかというふうに考えています。

○林 政男君

今、江澤部長がおっしゃったことも一理あると思います。市の建設関係の方は409のバイパス機能ということで、116、210、十文字街道線から夕日丘17号線、それから、今おっしゃった大関から北総中央用水を活用した道づくり、北総中央用水というのは6メートル買収してあるんです。3メートルが建設用道路、残り3メートルを買うと、3メートル、3メートルの歩道ができる、そういう状態です。そういうことが少しでも前に進めば、大変いいと思います。

ただ残念ながら、一休の交差点、それから、ランドローム前の交差点が非常に混み始めまして、朝夕はすごい渋滞になります。今、部長がおっしゃられた歩道は北総中央用水を利用した歩道のあれなんですけど、それがまだできていません。向台の十字路も残念ながら、右折ラインがないので、非常に今混雑、どちらも混みます。

主要県道の千葉川上線も非常に朝夕混みます。その辺も頭の中に入れてながら整備をお願いしたいと思います。

次に、千葉東金道路山田出口の下り流出入にお尋ねします。

現在、山田インターについては、千葉市方面には出入り口があります。下りも山田でおりられます。しかし、これから、圏央道の整備ということになりますと、山田から下りに入る、今、路線がないわけです。山田から仮に入れた場合、その先は茂原方面、木更津方面に抜けられる。あるいは、成田の方面にも抜けられる。例えば、成田空港の利用者、羽田空港の利用者が帰ってくるときに、山田で現状ではおりられない。あるいは、成田空港に向かえないというジレンマがございます。この辺について、八街市は、どのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉東金道路の山田インターチェンジには、ご指摘のとおり、千葉方面の出入り口のみであることは認識しております。

現在、建設工事を進めております、首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道へのアプローチもあり、建設促進期成同盟会の活動に本市といたしましても参加していることから、本件に関しましても、圏央道への誘導を図る目的としてこの期成同盟会の中で引き続き要望も含め検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

ありがとうございます。

先般、山本県議にお会いしましたら、県議も、今、アクセス道路について非常に関心がある。下り車線なんですけれども、その辺が少しネックだということなんですけれども、ぜひとも実現していただくように圏央道の検討の中でぜひともお願いをしたい箇所でございます。

次に、千葉東金道路の三ヶ尻インター構想でございます。東金インターと山武成東インターが約8キロメートルございます。非常に長い区間でございまして、その中間がこの三ヶ尻にあたるわけでございますけれども、志賀市長は現在ご勇退されましたけれども、4期目の

選挙のときの公約として、東金市として三ヶ尻インターをつくったらどうだろうかということで提案されました。山田インターよりも三ヶ尻インターの方が建設コストははるかに安くできる。全て高架でございますので、どのようにつくっても、非常に安価にできるインターでございます。

先ほど、副市長から、インターから15分というお話がありましたけれども、八街地籍から考えた場合、三ヶ尻インターまで3分、5分の世界でございますので、決して八街市には関係ないというところではないというふうに認識しております。

そこで本市のお考えをお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

首都圏中央連絡自動車道、通称「圏央道」につきましては、東京アクアラインと一体となり主要幹線道路と接続し、首都圏の広域的な道路ネットワークを形成するものであり、千葉県におきましては、圏央道の開通により、沿線地域において企業立地・市場拡大・生産活動等の活性化が図られ、活力ある地域が形成されている状況でございます。

また、インターチェンジは、観光面や地域交流などの地域振興に役立つだけでなく、災害発生時の緊急輸送経路の確保など、多面的な効果が期待されるものであります。

しかしながら、インターチェンジの新設につきましては、周辺自治体を含めた広域的な取り組みが必要であり、ご質問の東金市三ヶ尻地域付近にインターチェンジを設置する構想は現在ございませんが、圏央道の整備促進を含めた道路交通網の整備は本市にとっても重要な課題であることから、本市も加入しております「首都圏中央連絡自動車建設促進期成同盟会」などを通じまして、情報交換等を行ってまいります。

○林 政男君

ぜひ、進めていただきたいと思います。

インターができることによって、人・物がみんな動くわけですから、現在、開通している圏央道を見ますと、かなり大きな物流基地がそれぞれのインター付近に誕生しております。それによって地域もさらに活性化するのではないかというふうに認識しております。

道路問題の最後、都計道3・4・3線と佐倉第3工業団地の接続道路についてお伺いいたします。

これはご存じのとおり、神門線の最後は八街地籍の最後になるわけですがけれども、接続道路というと、第3工業団地から出てくる道路については、今度は佐倉地籍になるかと思えますけど、ですから、佐倉市のご協力もぜひ賜らないとできないというふうに思いますが、市の認識として、都計道3・4・3と佐倉第3工業団地の接続についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

通勤などで本市市民の利用が多い県道神門・八街線は、佐倉市岩富地区におきまして、狭隘な急カーブが多く、危険な道路形態となっております。

佐倉第3工業団地の中を走る佐倉市都市計画道路3・4・20号線と八街都市計画道路3・4・3号線を延伸・接道することで、国道51号へのアクセスが容易となり、さらに歩行者の安全確保。通勤時の渋滞解消にもつながると思われま。

この接続道路の具体的な事業計画については未定であります。今後、印旛土木事務所、あるいは佐倉市などの関係機関と協議してまいりたいと考えております。

なお、本年8月に予定されております知事との意見交換会の中で、この接続道路の事業について、佐倉市と八街市の共通する地域課題として要望することになっております。

○林 政男君

その辺の今、佐倉市と八街市の合同で知事に申し入れる、この構想の実現の見込みはどのように市長としては判断されているのでしょうか。

○市長（北村新司君）

第3工業団地への接続道路につきましては、八街市民の念願の道路でございます。私も佐倉の蕨市長さんとも常にこの話をしております。特に佐倉市選出の県会議員、あるいは八街市選出の山本県会議員にも連絡を取り合っており、千葉県とも連絡をとりながら、しっかりこの道路については大変重要道路であるということで、それぞれが認識されておまして、いろんな関係者にもご支援、ご協力をいただいております。これはどうしても八街にとりまして必要な道路でありますので、ぜひ、こうしたことにつきまして、しっかりと計画ができる段階まで努力してまいりたいと思っております。

○林 政男君

私が初当選したのは平成11年なんですけれども、そのときに第1回目の質問で取り上げたのはこの接続道路であります。ぜひとも、今の市長の決意のとおり、佐倉市と連携を図りながら、強力で進めていただきたいと思います。

最後に、小中学生の健康問題についてお伺いいたします。

平成30年の初め、あるいは平成29年の暮れに、八街市に大変インフルエンザが流行いたしました。学級閉鎖、学年閉鎖とございました。前回でも質問させていただいたんですけれども、そのときは検討するということがございましたけれども、この質問に書いてありますように、仮に10月、11月頃から予防接種等を実施する場合は、今からその体制を整えていかなければ、なかなかできないというふうに認識しております。

そこで、インフルエンザの対策について市当局はどのようにお考えか、お聞かせいただきたい。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

インフルエンザは、初冬から春先にかけて流行し、1シーズンで少なくとも数百万人、多いときには約1千800万人もの罹患者が発生します。学校で仕事などを休む人が増え、学級閉鎖を起こすなどの問題があります。

しかし、現在、高齢者を除くインフルエンザの予防接種は、任意接種であり、予防効果も

高齢者に比べて低く、接種をしてもインフルエンザにかかる方もいることから、予防接種を受けることだけでなく、日常の行動で予防することも大切であると考えております。

このため、うがい、手洗いの励行やマスクの着用のほか、十分な睡眠をとることや、栄養バランスのとれた食事をとり、免疫力を下げないことなど、日常の衛生管理・体調管理をしっかり行えるよう、啓発・指導を行うなどのインフルエンザ予防対策を教育委員会と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

ご質問の小中学生のインフルエンザ予防接種費用の助成につきましては、任意接種のための全額自己負担となっている予防接種費用の一部を助成することにより、子育て世代の負担を少しでも軽減して、子育て支援を推進していく点では、検討すべき課題であると認識しております。

当該助成事業を実施する場合、助成範囲や助成金額及び助成方式の検討に加え、予防接種事故補償対策、医療機関との調整・契約、管理システムの改修、事務職員の配置、その他の実施体制の整備等の準備が必要になると考えられますが、現在実施しております自治体の例なども参考にしながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○林 政男君

調査研究ということは、本年度は行われなかったということですね。

教育委員会でも毎年インフルエンザの発生によって学級閉鎖、学年閉鎖と、私の記憶では、罹患しない年はないように承知しておりますけれども、教育長はその辺、インフルエンザについて、どのように感想をお持ちですか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今、議員がご指摘のように、毎年のように秋から冬にかけてインフルエンザは流行しておりまして、学級閉鎖、学年閉鎖等のない年はここ近年はないと、私も思っております。

今、学校でのインフルエンザの対応ということでございますけれども、今現在は先ほどから出ておりますように、インフルエンザにかからない予防的な指導、そして家庭への同じような啓発活動、そういうものを学校は強化しております。

インフルエンザの予防接種を学校でというのは、学校保健法等でなかなかできないものでございますけれども、インフルエンザにかからない予防的な指導を今後とも強化していきたいなと思っております。

○林 政男君

学校の環境整備の中でも、加湿器とか空気清浄機とか、教室によって備えている学校もございます。ない学校ももちろんあるわけですが、ある自治体については、中学3年生、受験の補助の意味を込めて、中学3年生が罹患しては困るということで、全額補助でありませぬけれども、希望者には予防接種代を負担している自治体もございます。そういう先行している自治体もあるわけですから、八街市にできないはずはないというふうには私では考えているんですけれども、担当部長、いかがお考えでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

本市の任意予防接種事業として実施をする場合、予防接種費用の確保とは別に、万が一重大な副作用等が発生した場合の対策として、千葉県市町村総合事務組合が所管する千葉県市町村予防接種事故補償等条例に規定されている救済措置を受けられる体制整備が必要となり、実施要項の整備や予防接種予診票の作成、協力医療機関の募集及び契約、予防接種台帳の整備、申請書及び予診票の発行、請求書の支払事務等々、実施体制の整備と当該事務に要する費用の確保も必要になると思いますので、現状の人員体制及び限られた予算の中では、早急な実施については難しいものと考えます。

今後も引き続きまして、実施体制の整備に要する手順、費用、必要な人員等についてもあわせてしっかりと調査研究をしていきたいと考えております。

○林 政男君

予防接種代が1回大体3千500円かかりますね。小学生の場合、2回を打たなきゃいけないので7千円かかるんです。1子の場合は7千円、2子の場合は1万4千円、3子の場合は2万1千円かかります。全て自己負担になるわけです。そういうことを考えると、一部でもいいですから、八街市が負担することは、そんなに大変ではないかと思います。全額これを八街市が持つということになったら、市が持つということになったら、非常に問題があると思うんですけど、あくまでも希望者が任意的に受けるということであれば、これは可能かと思うんですけども。財政的な見地で1学年だけ実施すれば、財政課長、これはどのぐらい経費が生じるというふうに財政課長としてはお思いでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

具体的な人数は、私は今把握してございませんので、金額どうのこうのと、ちょっとわからないんですけども、実際のところ、その計画をこれから仮にやるとした場合に、計画して実施して、結果が出ます、当然。そういったところを全て総合的に判断したときにやった方がいいということであれば、やはり十分検討しなければならないと思います。

ただ、やるべきであるとか、やらねばならないとかということであるならば、そういった答えが協議の中で導き出されていくのであれば、当然、予算的には対応してまいります。

○林 政男君

八街市の子育て支援、やさしいまち、教育に包むまちという表題というか、テーマでやっております。今、この議論の中で、いつから実施しますとか、検討をしますということなんですけれども、何か先が見えないんですけども、これはもう絶対にやらないというふうに解釈するのでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

当該助成事業の早急な実施につきましては、予算の確保のほか、繰り返しになりますけれども、さまざまな体制整備が必要となりますので、まずは現状において不足が生じている専門職を含めた人員要望について、引き続き人事担当課等へ要望し、人員体制の整備を図ると

ともに、現在実施している自治体の例なども参考にしながら、引き続き調査研究していきたいと思います。

○林 政男君

お母さん、お父さんから、ぜひ、この対策については強力に押し進めてくれというようなご希望がありますので、ぜひ、今、部長がおっしゃられたようなことを肝に銘じて頑張りたいと思います。

子どもたちは、非常に頑張っているんですけど、罹患して休むと、授業等に遅れて、非常に残念ですので、その時間がもったいない。ぜひとも予防接種、全てとは言いませんけれども、一部負担をして、八街市は子育てに優しい街だと言われるように関係部署各位にお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上でやちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月6日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 3時22分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問